第14期

メディアスホールディングス株式会社

定時株主総会招集ご通知

開催日時 2023年9月28日（木曜日）午前10時
〈 受付開始予定時刻：午前９時 〉

開催場所 東京都中央区日本橋２丁目７番１号
東京日本橋タワー５階
ベルサール東京日本橋　Room５

議決権行使期限

2023年9月27日（水曜日）午後5時30分

目　次

招集ご通知…… 1
株主総会参考書類…… 6
事業報告……40
計算書類等……60
監査報告書……64

昨年と開催場所が変更となっておりますのでご注意ください。

新型コロナウイルスの感染状況およびご自身の健康状態をご考慮いただき、ご来場についてご検討いただきますよう、お願い申しあげます。本定時株主総会に出席される株主様は、ご体調や感染リスク回避も勘案のうえ、マスク着用の要否をご判断くださいますよう、お願い申しあげます。

証券コード	3154

ご挨拶

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
第14期定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

第14期は、新型コロナウイルス感染症の影響が軽減される一方で、世界情勢に起因する資源価格高騰、為替変動、物価上昇など、変化の大きな一年となりました。このような先の読めない状況において、当社グループは「医療を止めない」を使命とし、安定供給、並びにお客様の課題解決への取組みを実践してまいりました。医療需要の回復も追い風となり、当初計画を上回る実績を達成することができました。これもひとえに皆様のご支援あればこそと深謝いたします。

2025年６月期を最終年度とする中期経営計画達成に向け、第15期は収益力強化とともに人的資本経営に注力し、経営理念「地域医療への貢献」のもとで、サステナビリティを追求し、更なる企業価値向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、一層のご支援を賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。

メディアスホールディングス株式会社

代表取締役社長　池谷 保彦

証券コード３１５４
2023年９月11日
（電子提供措置の開始日　2023年９月５日）

株　主　各　位

東京都千代田区有楽町一丁目２番２号
メディアスホールディングス株式会社
代表取締役社長　　池　谷　保　彦

第14期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第14期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第14期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社 ウェブサイト	https://www.medius.co.jp/ir/meeting/
東京証券取引所 ウェブサイト （東証上場会社情報サービス）	https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show ※サイトアクセス後、銘柄名（メディアスホールディングス）又は証券コード（3154）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／ＰＲ情報」を選択の上、ご確認ください。

　なお、書面又はインターネット等による議決権行使につきましては、誠にお手数ながら、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、2023年９月27日（水曜日）午後５時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1.　日　　時　　2023年９月28日（木曜日）午前10時
（受付開始予定時刻　午前９時）

2.　場　　所　　東京都中央区日本橋２丁目７番１号 東京日本橋タワー５階
ベルサール東京日本橋　Room５
※昨年の会場から変更となっております。

3. 会議の目的事項

報 告 事 項

1. 第14期（自2022年７月１日　至2023年６月30日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第14期（自2022年７月１日　至2023年６月30日）計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　定款一部変更の件

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

第４号議案　監査等委員である取締役８名選任の件

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第７号議案　取締役（社外取締役及び監査等委員であるものを除く。）に対する事後交付による株式報酬制度の導入の件

4. 議決権行使についてのご案内

３ページに記載の「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。

以　上

◎　当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎　電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

◎　電子提供措置事項のうち、「業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、株主様に対して交付する書面には記載しておりません。当該書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部です。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただける場合

開催日時　**2023年９月28日（木曜日）午前10時開催**（受付開始予定時刻：午前９時）

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）
また、代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。（代理人の資格は、当社定款の定めにより、議決権を有する他の株主様に限るものとさせていただきます。）
また、資源節約のため、本招集ご通知を会場までご持参くださいますようお願い申しあげます。

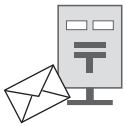

書面にてご行使いただく場合

行使期限　**2023年９月27日（水曜日）午後５時30分到着分まで**

同封の議決権行使書用紙に、議案に対する賛否をご記入いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。
なお、各議案につき賛否のご表示がない場合は、賛の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

インターネットによりご行使いただく場合

行使期限　**2023年９月27日（水曜日）午後５時30分まで**

ウェブサイト（https://www.e-sokai.jp）にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

複数回にわたりご行使された場合の議決権の取り扱い

●郵送とインターネットにより重複して議決権をご行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

●インターネットにより複数回にわたり議決権をご行使された場合は、最後にご行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコンとスマートフォン等で重複して議決権をご行使された場合も、最後にご行使された内容を有効とさせていただきます。

◆議決権行使ウェブサイトをご利用いただくために、プロバイダーへの接続料並びに通信事業者への通信料金（電話料金等）などが必要となる時がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する下記の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。なお、スマートフォンをご利用の方は同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

議決権行使期限
2023年９月27日（水）午後５時30分まで

議決権行使ウェブサイト ▶
https://www.e-sokai.jp

ご注意事項

- インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウィルスソフトを設定されている場合、PROXYサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によって、ご利用できない場合もございます。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(プロバイダー接続料金・通信料金等)は、すべて株主様のご負担となります。
  また、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。
- 議決権行使書面とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- また、インターネット等にて複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

パソコンなどの操作方法に関するお問い合わせ先

株主名簿管理人
日本証券代行㈱代理人部ウェブサポート専用ダイヤル

0120-707-743

受付時間 9:00～21:00（土曜・日曜・祝日も受付）

「議決権行使ウェブサイト」による方法

議決権行使ウェブサイトにアクセス

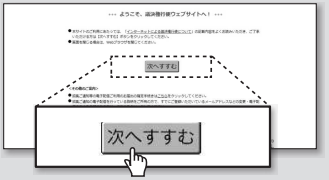

「次へすすむ」をクリック

ログイン

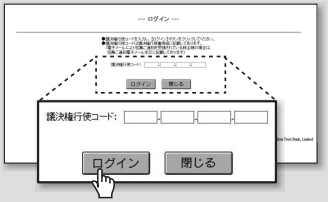

お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

パスワードの入力

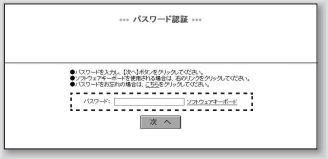

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことが可能です。

「スマート行使」による方法

「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

※「スマート行使」での議決権行使は1回に限ります。

QRコードを読み取る

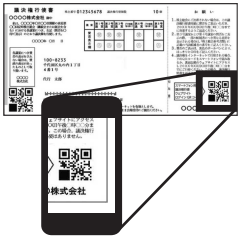

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取る

議決権行使方法を選ぶ

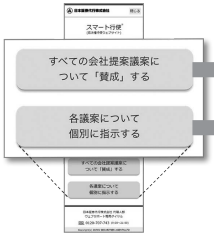

議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選ぶ

各議案の賛否を選択

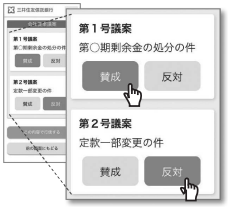

画面の案内に従って各議案の賛否を選択

以降、画面の案内に従い議決権をご行使ください。

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益配当につきましては、中・長期にわたる安定的な成長を維持するために必要な内部留保を確保しつつ、その成長に応じた成果の配分を実施することを基本方針としております。

当期につきましては、かかる方針を踏まえ１株につき普通配当金22円とさせていただきたく存じます。

期末配当に関する事項

（1）配当財産の種類
　　金銭

（2）株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金22円　　総額　　482,331,212円

（3）剰余金の配当が効力を生じる日
　　2023年９月29日

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

(1)当社は、権限委譲による意思決定の迅速化・効率化を図るとともに、構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能を高め、コーポレートガバナンスの一層の強化を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

(2)上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更、字句の修正その他所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本定款変更は本定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

（下線は変更部分を示します）

現行定款	変更案
第１条～第３条　(条文省略)	第１条～第３条　(現行どおり)
（機関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 １．取締役会 ２．<u>監査役</u> <u>３．監査役会</u> <u>４</u>．会計監査人	（機関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 １．取締役会 ２．<u>監査等委員会</u> (削除) <u>３</u>．会計監査人
第５条～第10条　(条文省略)	第５条～第10条　(現行どおり)
（株主名簿管理人） 第11条　当会社は、株主名簿管理人を置く。 ２．株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ３．(条文省略)	（株主名簿管理人） 第11条　当会社は、株主名簿管理人を置く。 ２．株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議<u>または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定</u>によって定め、これを公告する。 ３．(現行どおり)

現行定款	変更案
（株式取扱規程） 第12条　当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	（株式取扱規程） 第12条　当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定において定める株式取扱規程による。
第13条～第18条　（条文省略）	第13条～第18条　（現行どおり）
（員数） 第19条　当会社の取締役は、12名以内とする。	（員数） 第19条　当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、8名以内とする。 2．当会社の監査等委員である取締役は、10名以内とする。
（新設）	
（選任方法） 第20条　取締役は、株主総会において選任する。 2．～3．（条文省略）	（選任方法） 第20条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。 2．～3．（現行どおり）

現行定款	変更案
（任期） 第21条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（任期） 第21条　取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	２．監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	３．退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（新設）	４．補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会後、２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
（代表取締役および役付取締役） 第22条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。	（代表取締役および役付取締役） 第22条　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、代表取締役を選定する。
２．取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長および取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。	２．取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、取締役会長、取締役副会長および取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

現行定款	変更案
第23条　(条文省略)	第23条　(現行どおり)
(取締役会の招集通知) 第24条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２．取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	(取締役会の招集通知) 第24条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２．取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
(新設)	(重要な業務執行の決定の委任) 第25条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
第25条～第26条　(条文省略)	第26条～第27条　(現行どおり)
(取締役会の議事録) 第27条　取締役会における議事の経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。	(取締役会の議事録) 第28条　取締役会における議事の経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに署名もしくは記名押印し、または電子署名する。
第28条　(条文省略)	第29条　(現行どおり)

現行定款	変更案
（報酬等） 第29条　取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（報酬等） 第30条　取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
第30条～第31条　（条文省略）	第31条～第32条　（現行どおり）
第五章　監査役および監査役会	第五章　監査等委員会
（員数） 第32条　当会社の監査役は、６名以内とする。	（削除）
（選任方法） 第33条　監査役は、株主総会において選任する。 ２．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削除）
（任期） 第34条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２．任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削除）

現行定款	変更案
（補欠監査役） 第35条　法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 ２．補欠監査役の選任決議の定足数は、第33条の規定を準用する。 ３．第１項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。 ４．補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。	（削除）
（常勤の監査役） 第36条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	（常勤の監査等委員） 第33条　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
（監査役会の招集） 第37条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに監査役に対して発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２．監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	（監査等委員会の招集） 第34条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに監査等委員に対して発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２．監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
（監査役会規程） 第38条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（監査等委員会規程） 第35条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
（報酬等） 第39条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削除）

現行定款	変更案
（監査役の責任免除） 第40条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	（削除）
第41条～第42条　（条文省略）	第36条～第37条　（現行どおり）
（会計監査人の報酬等） 第43条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	（会計監査人の報酬等） 第38条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第44条～第48条　（条文省略）	第39条～第43条　（現行どおり）
（新設）	附則 当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役９名全員は、会社法第332条第7項第1号の定めに従い 、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）６名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による監査等委員会設置会社への移行にかかる定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		現在の当社における地位、担当
1	池谷　保彦	再任	代表取締役社長執行役員
2	宮地　修平	再任	取締役専務執行役員 プレジデント統括本部長
3	芥川　浩之	再任	取締役専務執行役員 コーポレート統括本部長
4	栗原　勝	再任	取締役専務執行役員
5	住吉　進也	再任	取締役専務執行役員
6	古木　壽幸	再任	取締役執行役員

再任　再任取締役候補者　　新任　新任取締役候補者　　社外　社外取締役候補者　　独立　東京証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号 1

池谷 保彦（いけや やすひこ）

再任

生年月日	1954年1月16日
取締役在任年数	14年
取締役会の出席状況	19回/19回（100%）
所有する当社株式数	432,856株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1976年 4 月	村中医療器㈱入社
1978年 6 月	協和医科器械㈱入社
1991年 8 月	同社取締役営業部長兼浜松支店長
1994年 7 月	同社常務取締役営業本部長
1995年 8 月	㈱オズ（現：㈱アルバース）取締役
1997年 8 月	協和医科器械㈱常務取締役東海営業本部長
2000年10月	㈱エヌエイチエス静岡取締役（現任）
2001年 9 月	協和医科器械㈱代表取締役社長
2009年 7 月	当社代表取締役社長（現任）
2010年 5 月	㈱ケー・エス・ピー・ディ（現：メディアスソリューション㈱）取締役
2010年 7 月	㈱栗原医療器械店取締役（現任）
2010年 9 月	協和医科器械㈱取締役 当社社長執行役員（現任）
2011年 5 月	東京都医療機器販売業協会理事（現任）
2011年 9 月	協和医科器械㈱取締役会長
2013年 2 月	㈱イケヤ代表取締役社長（現任）
2014年 9 月	協和医科器械㈱取締役（現任）
2017年 2 月	㈱ケアフォース取締役
2018年 6 月	㈱ミタス取締役（現任）
2018年 9 月	㈱ネットワーク（現：㈱アルバース）取締役

重要な兼職の状況

㈱栗原医療器械店取締役、協和医科器械㈱取締役、㈱ミタス取締役、㈱エヌエイチエス静岡取締役、㈱イケヤ代表取締役社長、東京都医療機器販売業協会理事

取締役候補者とした理由

池谷保彦氏は、当社の代表取締役として経営を担っており、経営全般における豊富な業務経験と幅広い知見に基づき、当社及び当社グループ全体の業績向上を牽引しております。コーポレート・ガバナンスの強化と持続的な企業価値向上に努め、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、取締役候補者としたものであります。

候補者番号 2

宮地（みやじ） 修平（しゅうへい）

再任

生年月日	1974年２月６日
取締役在任年数	６年
取締役会の出席状況	19回/19回（100%）
所有する当社株式数	370,452株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1995年３月	福井医療㈱（現：㈱ミタス）取締役
1998年４月	東芝メディカルシステムズ㈱（現：キヤノンメディカルシステムズ㈱）入社
2006年５月	福井医療㈱（現：㈱ミタス）専務取締役
2009年１月	同社代表取締役社長（現任）
2009年３月	㈱Focal Trust代表取締役社長（現任）
2014年９月	㈱M's取締役（現任）
2017年９月	当社取締役（現任） 当社常務執行役員営業管理統括本部長
2018年９月	当社常務執行役員コーポレート統括本部長 ディーセンス㈱（現：㈱アルバース）取締役
2020年９月	メディアスソリューション㈱取締役（現任）
2021年１月	㈱3Sunny取締役
2021年７月	当社常務執行役員コーポレート統括本部長兼DX推進本部長
2021年10月	㈱アルバース取締役（現任） ㈱アクティブメディカル取締役（現任）
2022年３月	当社常務執行役員コーポレート統括本部長兼マーケティングコミュニケーション本部長兼DX推進本部長
2022年７月	当社常務執行役員コーポレート統括本部長兼DX推進本部長
2022年９月	当社専務執行役員コーポレート統括本部長兼DX推進本部長
2023年７月	当社専務執行役員プレジデント統括本部長（現任）

重要な兼職の状況

㈱アルバース取締役、㈱ミタス代表取締役社長、㈱アクティブメディカル取締役、メディアスソリューション㈱取締役、㈱Focal Trust代表取締役社長、㈱M's取締役

取締役候補者とした理由

宮地修平氏は、当社の重要な子会社である㈱ミタスにおいて代表取締役社長として経営に携わっております。候補者の豊富な経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としたものであります。

候補者番号 3

芥川（あくたがわ） 浩之（ひろゆき）

再任

生年月日	1967年８月19日
取締役在任年数	９年
取締役会の出席状況	19回/19回（100%）
所有する当社株式数	41,452株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1991年11月	協和医科器械㈱入社
2003年７月	同社経理部長
2009年７月	当社管理本部長兼経理部長
2010年９月	㈱ケー・エス・ピー・ディ（現：メディアスソリューション㈱）取締役
2010年10月	当社執行役員経営推進本部長兼経営企画部長
2013年５月	㈱秋田医科器械店取締役
2014年９月	当社取締役（現任）
2015年９月	当社常務執行役員経営推進本部長兼経営企画部長
2017年９月	㈱ケアフォース取締役
2019年７月	当社常務執行役員経営推進本部長
2019年９月	協和医科器械㈱取締役（現任）
2020年６月	㈱アクティブメディカル（現：㈱アルバース）取締役（現任）
2021年７月	当社常務執行役員経営管理統括本部長兼経営推進本部長
2022年７月	当社常務執行役員経営管理統括本部長
2022年９月	当社専務執行役員経営管理統括本部長
2023年７月	当社専務執行役員コーポレート統括本部長（現任）

重要な兼職の状況

協和医科器械㈱取締役、㈱アルバース取締役

取締役候補者とした理由

芥川浩之氏は、経営管理部門における豊富な経験に基づく高い見識を有しております。当社及び当社グループ管理の推進と持続的な企業価値向上に努め、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、取締役候補者としたものであります。

候補者番号 **4**

栗原（くりばら） 勝（まさる）

再任

生年月日	1970年９月21日
取締役在任年数	13年
取締役会の出席状況	19回/19回（100%）
所有する当社株式数	116,152株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1990年４月	㈱栗原医療器械店入社
1992年４月	ヴィッカースメディカルインターナショナル入社
1994年８月	日本コーリン㈱（現：フクダコーリン㈱）入社
1999年４月	ボストン・サイエンティフィックジャパン㈱入社
2001年５月	㈱栗原医療器械店入社
2004年８月	同社取締役
2009年８月	㈱メディカルバイオサイエンス（現：㈱つむぐメディカル）取締役（現任）
2009年９月	㈱エム・ケー取締役（現任）
2010年９月	当社取締役（現任）
2013年９月	㈱栗原医療器械店専務執行役員
2014年９月	㈱ジオット取締役
2015年９月	当社常務執行役員営業管理統括本部長
2017年９月	当社専務執行役員（現任） ㈱栗原医療器械店代表取締役社長（現任） ㈱ネットワーク（現：㈱アルバース）取締役
2018年４月	特定非営利活動法人千代田会理事（現任）
2018年６月	ディーセンス㈱（現：㈱アルバース）取締役
2020年６月	㈱アクティブメディカル（現：㈱アルバース）取締役
2021年10月	同社取締役会長（現任）
2023年４月	群馬県医療機器販売業協会理事長（現任）
2023年６月	日本医療機器販売業協会理事（現任）

重要な兼職の状況

㈱栗原医療器械店代表取締役社長、㈱アルバース取締役会長、㈱つむぐメディカル取締役、㈱エム・ケー取締役、群馬県医療機器販売業協会理事長、日本医療機器販売業協会理事

取締役候補者とした理由

栗原勝氏は、当社の重要な子会社である㈱栗原医療器械店において代表取締役社長として経営に携わっております。候補者の豊富な経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としたものであります。

候補者番号 5

住吉（すみよし） 進也（しんや）

再任

生年月日	1962年９月27日
取締役在任年数	１年
取締役会の出席状況	14回/14回（100%）
所有する当社株式数	12,200株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1985年３月　協和医科器械㈱入社
2002年11月　同社内視鏡営業部長
2010年７月　同社甲府支店長
2012年１月　㈱栗原医療器械店出向東京千葉エリア営業部統括
2014年７月　協和医科器械㈱愛知営業本部長
2019年９月　同社執行役員
2020年９月　同社取締役
2021年７月　同社副社長執行役員
2022年９月　同社代表取締役社長（現任）
　　当社取締役専務執行役員（現任）

重要な兼職の状況

協和医科器械㈱代表取締役社長

取締役候補者とした理由

住吉進也氏は、当社の重要な子会社である協和医科器械㈱において代表取締役社長として経営に携わっております。候補者の豊富な経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としたものであります。

候補者番号 6

古木（ふるき） 壽幸（ひさゆき）

再任

生年月日	1965年９月27日
取締役在任年数	２年
取締役会の出席状況	19回/19回（100%）
所有する当社株式数	4,556株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1992年３月	協和医科器械㈱入社
2002年４月	同社江東営業所長
2003年４月	同社メディカルシステム営業部門長
2010年４月	医療材料マネジメント研究会事務局長（現任）
2010年10月	当社メディカルサービス事業部長兼協和医科器械㈱メディカルシステム事業部長
2012年７月	当社広域営業部長 メディアスソリューション㈱取締役メッカル事業本部長
2013年８月	同社常務取締役メッカル事業本部長
2014年10月	同社常務取締役ソリューション統括本部長
2015年８月	CARNA MEDICAL DATABASE PVT.LTD.取締役（現任）
2015年９月	メディアスソリューション㈱代表取締役社長（現任）
2017年９月	当社執行役員（現任）
2018年３月	単回医療機器再製造推進協議会副理事長
2021年９月	当社取締役（現任）
2022年３月	単回医療機器再製造推進協議会理事（現任）

重要な兼職の状況

メディアスソリューション㈱代表取締役社長、CARNA MEDICAL DATABASE PVT.LTD.取締役

取締役候補者とした理由

古木壽幸氏は、当社の重要な子会社であるメディアスソリューション㈱において代表取締役社長として経営に携わっております。候補者の豊富な経験や知見を当社取締役会で活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としたものであります。

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項の役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は事業報告の51頁に記載のとおりです。候補者各氏が選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当該保険契約は2024年５月に同程度の内容で更新を予定しています。

第４号議案　監査等委員である取締役８名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、監査等委員である取締役８名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名				現在の当社における地位、担当
1	山口　光夫	再任			常勤監査役
2	武井　宏人	新任			執行役員プレジデント統括本部付
3	武内　秀明	再任	社外	独立	監査役（社外監査役）
4	越後　純子	再任	社外	独立	取締役（社外取締役）
5	桑原　和明	再任	社外	独立	監査役（社外監査役）
6	工藤　浩	再任	社外	独立	取締役（社外取締役）
7	舩山　範雄	再任	社外	独立	取締役（社外取締役）
8	渡部　昭彦	新任	社外	独立	－

再任　再任監査等委員候補者

新任　新任監査等委員候補者

社外　社外取締役（監査等委員）候補者

独立　東京証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号 1

山口 光夫（やまぐち みつお）

再任

生年月日	1953年11月29日
監査役在任年数	6年
監査役会の出席状況	15回/15回（100%）
所有する当社株式数	7,500株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1977年 4 月	新日本証券㈱（現：みずほ証券㈱）入社
2012年10月	当社入社
2014年 9 月	㈱オズ（現：㈱アルバース）監査役
	㈱ジオット監査役
2014年10月	㈱ケアフォース監査役
2017年 9 月	当社監査役（現任）
2020年 6 月	㈱アクティブメディカル（現：㈱アルバース）監査役
2021年 9 月	㈱ミタス監査役（現任）
	石川医療器㈱監査役（現任）

重要な兼職の状況

㈱ミタス監査役、石川医療器㈱監査役

監査等委員である取締役候補者とした理由

山口光夫氏は、当社及び当社子会社の監査役を歴任しており、監査に十分な知識と経験を有しております。これらの経験、知見を基に当社の監査等委員である取締役としての職務を的確に遂行し、コーポレート・ガバナンス体制の強化に資するものと判断し、監査等委員である取締役候補者としたものであります。

監査等委員である取締役候補者が監査役に就任してからの年数

当社監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって６年であります。

候補者番号 2

武井 宏人（たけい ひろと）

新任

生年月日	1965年10月20日
監査役在任年数	-
取締役会の出席状況	-
所有する当社株式数	46,556株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1999年 5 月　協和医科器械㈱入社
2003年 7 月　同社経営企画部門長
2006年 1 月　同社経営業務支援室長
2009年 7 月　当社経営支援本部長
2010年10月　㈱栗原医療器械店監査役
　　当社社長室長
2012年 8 月　㈱ネットワーク（現：㈱アルバース）取締役
2013年 5 月　㈱秋田医科器械店取締役
2014年 9 月　㈱ネットワーク（現：㈱アルバース）監査役
　　㈱秋田医科器械店監査役
2015年 9 月　当社執行役員（現任）
2018年 6 月　㈱ミタス監査役（現任）
2019年 2 月　ディーセンス㈱（現：㈱アルバース）監査役
　　石川医療器㈱監査役(現任)
2021年10月　㈱アルバース監査役（現任）
　　㈱アクティブメディカル監査役（現任）
2022年 7 月　当社プレジデント本部長兼秘書室長
2022年10月　ノアインターナショナル㈱監査役（現任）
2023年 7 月　当社プレジデント統括本部付（現任）

重要な兼職の状況

㈱アルバース監査役、㈱ミタス監査役、㈱アクティブメディカル監査役、ノアインターナショナル㈱監査役、石川医療器㈱監査役

監査等委員である取締役候補者とした理由

武井宏人氏は、当社の子会社において経営企画部門や監査役としての経験が豊富であり、また当社においても社長室長、秘書室長を歴任するなど当社グループのコーポレート・ガバナンス体制への造詣が深いことから、当社の監査等委員である取締役としての職務を的確に遂行することが期待できると判断し、監査等委員である取締役候補者としたものであります。

候補者番号 3

武内（たけうち） 秀明（ひであき）

再任　社外　独立

生年月日	1959年５月11日
監査役在任年数	11年
監査役会の出席状況	14回/15回（93%）
所有する当社株式数	- 株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1984年４月	日揮㈱（現：日揮ホールディングス㈱）入社
1991年10月	司法試験合格
1992年４月	第46期司法修習生
1994年４月	弁護士登録
	清水直法律事務所入所
2001年10月	松井・武内法律事務所
2005年８月	武内法律事務所代表（現任）
2012年９月	当社監査役（現任）
2013年１月	日本ビジネスシステムズ㈱取締役
2015年５月	公益財団法人日揮社会福祉財団理事（現任）
	公益財団法人日揮・実吉奨学会監事（現任）
2015年６月	㈱イチケン取締役（現任）
2020年８月	㈱ジールコミュニケーションズ監査役（現任）

重要な兼職の状況

武内法律事務所代表、公益財団法人日揮社会福祉財団理事、㈱イチケン取締役、㈱ジールコミュニケーションズ監査役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

武内秀明氏は、長年にわたり法律に関する職務に携わっており、その経歴を通じて培った専門家としての経験、見識に基づく監査を期待するとともに、同氏の有する幅広い視点と経験を活かした社外取締役としての業務執行に対する監査を通し、企業の健全性の確保、及び透明性の高い公正な経営監査体制の確立を期待して監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、同氏の高い専門性により、監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。

監査等委員である社外取締役候補者が監査役に就任してからの年数

当社監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって11年であります。

候補者番号 **4**

越後 純子（えちご じゅんこ）

再任　社外　独立

生年月日	1967年10月14日
取締役在任年数	8年
取締役会の出席状況	19回/19回（100%）
所有する当社株式数	- 株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1993年 5 月	筑波大学附属病院（現：国立大学法人筑波大学附属病院）研修医
1996年 9 月	特殊法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（現：国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）研究員
1998年11月	㈱日立製作所日立総合病院放射線科医員
2003年 7 月	特定医療法人つくばセントラル病院（現：社会医療法人若竹会つくばセントラル病院）放射線科部長
2008年 9 月	新司法試験合格
2008年11月	新第62期司法修習生
2010年 1 月	弁護士登録 国立大学法人金沢大学附属病院特任准教授
2015年 7 月	国家公務員共済組合連合会虎の門病院医療安全部
2015年 9 月	当社取締役（現任）
2016年 7 月	国家公務員共済組合連合会虎の門病院医療安全部医療の質・安全対策室室長・部長
2018年 8 月	桐蔭横浜大学法科大学院客員教授
2019年 9 月	金沢大学法科大学院非常勤講師（現任）
2021年12月	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（現任）
2022年11月	㈱グッピーズ取締役（現任）

重要な兼職の状況

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業、㈱グッピーズ取締役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

越後純子氏は、医師及び弁護士であり、医療関連業界における幅広い知識と見識を有しております。その知識と見識を当社の経営に活かしていただきたいために、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、候補者は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、その高い専門性により、監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。

監査等委員である社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数

当社社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって８年であります。

候補者番号 5

桑原（くわばら） 和明（かずあき）

再任　社外　独立

生年月日	1953年９月17日
監査役在任年数	８年
監査役会の出席状況	15回/15回（100%）
所有する当社株式数	- 株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1972年４月　関東信越国税局総務部入局
2007年７月　日立税務署長
2008年７月　下館税務署長
2009年７月　関東信越国税局調査査察部調査審理課長
2013年７月　新潟税務署長
2014年８月　税理士登録
　　桑原税理士事務所代表（現任）
2015年９月　当社監査役（現任）

重要な兼職の状況

桑原税理士事務所代表

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

桑原和明氏は、国税局任官及び税理士として培われた財務・会計に関する専門的な知見及び豊富な経験を当社の監査体制に活かしていただきたいために、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、候補者は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、その高い専門性により、監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。

監査等委員である社外取締役候補者が監査役に就任してからの年数

当社監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって８年であります。

候補者番号 6

工藤（くどう） 浩（ひろし）

再任　社外　独立

生年月日	1946年10月26日
取締役在任年数	4年
取締役会の出席状況	19回/19回（100%）
所有する当社株式数	- 株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1993年11月	日本メドトロニック㈱取締役事業本部長
1998年 5 月	米国メドトロニック社副社長
1999年 5 月	日本メドトロニック㈱代表取締役社長
2003年 4 月	米国ステリス社アジア太平洋地区副社長
	ステリスジャパン㈱代表取締役社長
2005年 5 月	ステリス上海トレーディング社董事長
2007年 4 月	ステリスオウスター製薬システム香港社代表取締役会長
2010年 1 月	小林メディカル㈱（現：日本メディカルネクスト㈱）代表取締役社長
2013年 4 月	日本メディカルネクスト㈱取締役最高顧問
2014年 1 月	リマコーポレート社アジア太平洋地区副社長
	日本リマ㈱代表取締役会長
2014年12月	リマオーソペディックニュージーランド社取締役
2015年 9 月	リマオーソペディックオーストラリア社取締役
2016年 1 月	リマ韓国社取締役
2018年 4 月	大阪商工会議所経済産業部ライフサイエンス振興担当アドバイザー（現任）
	工藤コンサルティング事務所代表（現任）
2019年 9 月	当社取締役（現任）

重要な兼職の状況

工藤コンサルティング事務所代表

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

工藤浩氏は、医療機器メーカーにおける長年の企業経営の経験及び実績を有しております。その経歴を通じた幅広い視点からの意見を期待するとともに、候補者の有する豊富な知識と見識を当社の経営に活かしていただきたいために、監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。

監査等委員である社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数

当社社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって４年であります。

候補者番号 7

船山（ふなやま） 範雄（のりお）

再任　社外　独立

生年月日	1957年４月28日
取締役在任年数	４年
取締役会の出席状況	19回/19回（100%）
所有する当社株式数	- 株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1981年４月	㈱日本長期信用銀行（現：㈱SBI新生銀行）入行
2005年９月	㈱新生銀行（現：㈱SBI新生銀行）執行役企業戦略部長
2006年11月	同行執行役戦略推進室長
2008年６月	同行常務執行役法人営業統轄本部長
2009年３月	同行常務執行役法人営業統轄本部長兼総合企画部長
2010年６月	同行常務執行役員法人営業統轄本部長
2010年10月	同行常務執行役員大阪支店長
2013年４月	同行常務執行役員大阪支店長兼西日本営業統轄担当
2014年４月	㈶自治体国際化協会常務理事
2019年９月	当社取締役（現任）
2020年８月	㈱WEBマーケティング総合研究所財務経理本部長 同社取締役
2021年６月	NPO法人武蔵野農業ふれあい村監事（現任）

重要な兼職の状況

該当事項はありません。

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

船山範雄氏は、金融機関における長年の企業経営の経験及び実績を有しております。その経歴を通じた幅広い視点からの意見を期待するとともに、候補者の有する豊富な知識と見識を当社の経営に活かしていただきたいために、監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。

監査等委員である社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数

当社社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって４年であります。

候補者番号 8

渡部 昭彦（わたなべ あきひこ）

新任　社外　独立

生年月日	1956年6月9日
監査役在任年数	-
監査役会の出席状況	-
所有する当社株式数	- 株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1979年 4 月　㈱日本長期信用銀行（現：㈱SBI新生銀行）入行
2000年 6 月　㈱日本興業銀行（現：㈱みずほ銀行）入行
2002年10月　㈱セブン-イレブン・ジャパン入社
2006年 4 月　楽天証券㈱入社
2006年 9 月　楽天証券ホールディングス㈱取締役CFO
2006年11月　楽天㈱（現：楽天グループ㈱）執行役員
2007年 7 月　ヒューマン・アソシエイツ㈱（現：MBK Wellness Holdings㈱）入社
2007年 9 月　同社代表取締役社長
2008年 6 月　ヒューマン・フロンティア㈱（現：㈱保健同人フロンティア）取締役
2011年 9 月　AIMSインターナショナルジャパン㈱代表取締役
2013年 6 月　ヒューマン・アソシエイツ・ホールディングス㈱（現：MBK Wellness Holdings㈱）代表取締役
2016年12月　㈱A・ヒューマン取締役
2019年 6 月　サイコム・ブレインズ㈱取締役
2022年10月　MBK Wellness Holdings㈱顧問（現任）
2022年11月　㈱PMIパートナーズアドバイザー（現任）
2022年12月　楽天証券ホールディングス㈱取締役（現任）

重要な兼職の状況

楽天証券ホールディングス㈱取締役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

渡部昭彦氏は、金融機関や証券会社における豊富な経験と実績を有しております。また経営者として企業経営に従事し、経営全般に対する知見や実績を有していることから、候補者の有する豊富な知識と見識を当社の経営に活かしていただきたいために、監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．武内秀明氏、越後純子氏、桑原和明氏、工藤浩氏、舩山範雄氏、渡部昭彦氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。なお、当社は現在武内秀明氏、越後純子氏、桑原和明氏、工藤浩氏、舩山範雄氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。各氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員として指定する予定であります。また、渡部昭彦氏の選任が承認された場合、新たに独立役員として指定する予定です。
３．社外取締役との責任限定契約について
当社は、社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、武内秀明氏、越後純子氏、桑原和明氏、工藤浩氏、舩山範雄氏、渡部昭彦氏の各候補者の選任が承認された場合、会社法第427条第１項の規定により、任務を怠ったことによる賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結する予定であります。
４．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項の役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は事業報告の51頁に記載のとおりです。候補者各氏が選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当該保険契約は2024年５月に同程度の内容で更新を予定しています。
５．渡部昭彦氏の略歴における2006年９月 楽天証券ホールディングス㈱は、旧楽天証券ホールディングス㈱での役職になり、2022年12月 楽天証券ホールディングス㈱とは別会社です。

（ご参考）
１．取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の指名を行うにあたっての方針と手続き
取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の指名については、以下のような基準に従って、社外取締役及び代表取締役社長、人事部門担当取締役で構成される任意の指名委員会（役員選任案策定会議）において、役員候補者を審議し、取締役会に対して役員候補者の推薦を行い、株主総会付議議案として取締役会で決議し、本総会に提出しています。
・職務の執行について善管注意義務・忠実義務を適切に果たし、当社の持続的な利益成長と企業価値向上に貢献するための資質を備えていること。
・業務執行役員については、当社グループの事業に精通し、当社グループの経営を適切に遂行する能力を有すること。
２．社外取締役の独立性判断基準及び資質について
当社は社外取締役の選任にあたり東京証券取引所の有価証券上場規程施行規則等を参考とした上で、社外取締役と当社の利害関係その他の関係を慎重に調査・検討し、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないことのほか、より多様な専門的知識、経験を有した独立社外役員を選任することが取締役会をはじめとした意思決定・監督機関における議論を一層活性化させ、適切な意思決定や監督の実施を担保するものであると考えております。

（ご参考）株主総会後の役員のスキルマトリックス
※本招集ご通知記載の候補者を原案どおりすべてご選任いただいた場合、各取締役（監査等委員である取締役を含む。）の専門性と経験は次のとおりとなります。

	氏名		企業経営	医療制度	財務・会計	法務・リスクマネジメント	人材・人材育成	営業・マーケティング	ＩＴ・ＤＸ	金融
取締役	池谷　保彦		○	○				○		
	宮地　修平		○	○				○	○	
	芥川　浩之		○		○		○			
	栗原　勝		○	○				○		
	住吉　進也		○	○				○		
	古木　壽幸		○					○	○	
監査等委員である取締役	山口　光夫									○
	武井　宏人					○	○			
	武内　秀明	社外 独立				○				
	越後　純子	社外 独立		○		○				
	桑原　和明	社外 独立			○					
	工藤　浩	社外 独立	○	○				○		
	舩山　範雄	社外 独立	○		○					○
	渡部　昭彦	社外 独立	○		○		○			○

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額（事後交付による株式報酬制度に係る報酬等の額を除く。以下、本議案において同じ。）は、2010年９月22日開催の第１期定時株主総会において、年額250,000千円以内（うち社外取締役分は年額30,000千円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）とご決議いただくとともに、2021年９月29日開催の第12期定時株主総会において、当該報酬額の範囲内において、社外取締役を除く取締役に対し、業績連動報酬（業績連動賞与）を支給することについてご承認いただき、今日に至っております。当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬等の額に係る定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額250,000千円以内（うち社外取締役分は年額30,000千円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。当該報酬等の額の範囲内で、取締役（監査等委員である取締役を除く。また、業績連動報酬（業績連動賞与）については、これに加えて社外取締役を除く。）に対し、基本報酬等及び業績連動報酬（業績連動賞与）を支給することといたします。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

当社は、監査等委員会設置会社への移行後、会社法第361条第７項の定めに従い、取締役会の決議により、後掲のとおり、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決定することを予定しております。

本議案の内容は、昨今の経済情勢や当社の事業規模、取締役の人数及び他社水準等を勘案し、また独立社外取締役が過半数を占める報酬委員会（取締役報酬案策定会議）での審議を経たものであり、その内容は相当と判断しております。

現在の取締役は９名（うち社外取締役３名）ですが、第２号議案及び第３号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は６名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による監査等委員会設置会社への移行にかかる定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額135,000千円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。本議案の内容は、昨今の経済情勢、当社の事業規模、監査等委員である取締役の人数及び他社水準等を勘案したものであり、その内容は相当と判断しております。

第２号議案及び第４号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は８名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による監査等委員会設置会社への移行にかかる定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

第７号議案　取締役（社外取締役及び監査等委員であるものを除く。）に対する事後交付による株式報酬制度の導入の件

当社は、取締役に対する中期経営計画の達成に向けたインセンティブ及び企業価値向上と役員報酬の連動性を高めることを目的として、取締役（社外取締役を除く。）を対象に、勤務の継続及び業績目標の達成等を条件とした事後交付による株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）について、2018年９月27日開催の第９期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、導入しております。また、2021年９月29日開催の第12期定時株主総会において、本制度が対象としておりました３事業年度（2019年６月末日で終了する事業年度から2021年６月末日で終了する事業年度まで）が終了したことから、2022年６月末日で終了する事業年度以降についても、本制度の基準ユニット数及び支給ユニット数の算定方法につき一部改定を行った上で、本制度を継続することにつきご承認をいただきました。

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、本制度に係る報酬枠を廃止し、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員であるものを除く。以下、「対象取締役」といいます。）に対する本制度に係る報酬枠を改めて決定することについて、ご承認をお願いするものであります。

当社は、監査等委員会設置会社への移行後、会社法第361条第７項の定めに従い、取締役会の決議により、後掲のとおり、取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決定することを予定しております。本議案の内容は、2021年９月29日開催の第12期定時株主総会においてご承認いただいております本制度に係る報酬枠と実質的に同内容でありますが、本制度は、対象取締役に対する中期経営計画の達成に向けたインセンティブ及び企業価値向上と役員報酬の連動性を高めることを目的としており、本議案に基づく株式報酬制度は当該目的達成のために必要かつ相当な内容であり、かつ、後掲の取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針とも合致するものであることから、本議案の内容は相当であると考えております。

なお、当社の取締役は９名（うち社外取締役は３名）ですが、第３号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役（社外取締役及び監査等委員であるものを除く。）は６名となります。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は年額90,000千円以内とし、当社の取締役会決議に基づき当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は年52,500株以内とします。ただし、上記の上限金額及び上限株数は、３事業年度分を一括して支給するものであるため、実質的には１事業年度あたりの当該金銭報酬債権の総額は30,000千円以内、新たに発行又は処分する普通株式の総数は17,500株以内に相当します。

また、その１株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定されます。

なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び内容については、本株主総会決議により委任を受けた取締役会において決定することといたします。また、2022年６月期から2024年６月期までの中期経営計画を対象期間としますが、新たな中期経営計画が策定される度に、本株主総会で承認を受けた範囲内で本制度を継続することを予定しております。

１．制度概要
　本制度はあらかじめ設定した基準ユニット数を基礎として、中期経営計画の対象期間当初に開催される定時株主総会の日から中期経営計画の最終年度の期末日（以下「評価対象期間」といいます）における継続勤務や業績目標の達成度によって確定した支給ユニット数に応じて当社普通株式（以下「当社株式」といいます）及び金銭が対象取締役に交付される仕組みです。
本制度は以下の２つに分類されます。
（1）評価対象期間の継続勤務を条件に事前に定める数の当社株式を、評価対象期間終了後に交付する類型の継続勤務発行型株式報酬（Restricted Stock Unit 以下「RSU」といいます）
（2）中期経営計画の最終年度の業績目標達成度等に応じて算定される数の当社株式及び金銭を、評価対象期間終了後に交付する類型の業績連動発行型株式報酬（Performance Share Unit 以下「PSU」といいます）

２．基準ユニット数及び支給ユニット数の算定方法
（1）RSUにつきましては、取締役の役位等により定められる「株式報酬としての基準額(RSU)」を基に、当社取締役会において基準ユニット数を設定します。評価対象期間の継続勤務を条件として、基準ユニット数と同数の支給ユニット数が確定します。
　支給ユニット数＝基準ユニット数　※対象期間中の継続勤務を条件とします。

（2）PSUにつきましては、取締役の所属する会社等により定められる「株式報酬としての基準額（PSU)」を基に、当社取締役会において基準ユニット数を設定します。基準ユニット数に中期経営計画の最終年度の業績達成度等による支給率を乗じて支給ユニット数を算出します。業績目標の指標及び業績達成度等による支給率は、評価対象期間開始当初の取締役会で予め定めるものとします。なお、評価対象期間（2024年６月期までの中期経営計画）においては、下表のとおり連結当期純利益及びTOPIX株価成長率と当社の株価成長率との比較に応じて０％から100％の範囲で支給率が変動するものとします。

支給ユニット数＝（連結当期純利益に連動する基準ユニット数×支給率）＋（TOPIX株価成長率と当社の株価成長率との比較に連動する基準ユニット数×支給率）

連結当期純利益に連動する基準ユニット数に対する支給率

連結当期純利益	支給率
10億円未満	０％
10億円以上、13億円未満	30％
13億円以上、16億円未満	50％
16億円以上、20億円未満	80％
20億円以上	100％

TOPIX株価成長率と当社の株価成長率との比較に連動する基準ユニット数に対する支給率

TOPIX株価成長率と比較した当社の株価成長率	支給率
80%未満	0％
80%以上、100%未満	30%
100%以上、110%未満	50%
110%以上、120%未満	80%
120%以上	100%

※TOPIX株価成長率と当社の株価成長率の比較の算定式
TOPIX株価成長率と当社の株価成長率＝(b÷a)÷(d÷c)
a：2021年８月の東京証券取引所における当社株式の終値の単純平均値
b：2024年６月の東京証券取引所における当社株式の終値の単純平均値
c：2021年８月のTOPIXの単純平均値
d：2024年６月のTOPIXの単純平均値

３．金銭報酬債権額の算定方法

評価対象期間経過後に対象取締役に付与される金銭報酬債権額は、本制度により取締役に対して最終的に確定した支給ユニット数に、評価対象期間終了後２か月以内に開催される当該交付のための株式の発行又は自己株式の処分を決定する取締役会の決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値を指します。以下「当社株式終値」といいます）を乗じることにより算定されます。

付与される金銭報酬債権額＝支給ユニット数×当社株式終値

４．当社株式及び金銭の支給

対象取締役は、当社から支給されたRSUとしての金銭報酬債権額の全額及びPSUとしての金銭報酬債権額のうち80%相当分を、当社が新たに発行又は処分する普通株式を取得するための出資財産として現物出資の方法により当社に払込み、当該発行又は処分される当社の普通株式として引き受けるものとします。PSUとしての金銭報酬債権額のうち20%相当分は当社から金銭によって対象取締役に対して支給されます。なお、当社株式及び金銭の支給時期は中期経営計画の最終年度の業績確定後となります。今回の中期経営計画の業績確定後の2024年９月を予定しております。

５．評価対象期間中における異動の扱い

評価対象期間中に新たに取締役に就任した場合には、当該取締役に対して在任月数に応じて按分したRSUを付与しますが、PSUは付与対象外といたします。

また、中期経営計画の対象期間の途中で取締役が任期満了、定年及び取締役会が正当と認める理由により退任した場合には、RSU及びPSUともに在任月数に応じて按分し、PSUはさらに一定

の率を乗じた支給ユニット数に応じた報酬債権相当額の全額を金銭により支給するものとします。この場合、支給ユニット数に乗じる当社株価は、当該取締役の退任日の属する月の前月の東京証券取引所における当社株式の平均株価を用いるものとします。

６．報酬不支給の扱い
　対象取締役が、正当な理由なく当社の取締役を退任したこと及び一定の非違行為があったこと等、取締役会が定める権利喪失事由に該当した場合には、取締役に対して本制度に基づいた金銭報酬債権は支給されず、当社株式も交付されません。

＜取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（案）＞
　当社は、取締役会の諮問機関として報酬委員会（取締役報酬案策定会議）を設置しております。同委員会にて当社の報酬の決定の方針を審議し、その答申に基づき取締役会において報酬の方針を決定し、同方針について監査等委員会へ報告することとしております。取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下同様。)の報酬等には、職務執行の対価として株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で月次定額として支払われる「基本報酬」、各事業年度の当社の業績に応じて支給される「業績連動賞与」並びに継続勤務発行型株式報酬及び業績連動発行型株式報酬による「中長期業績連動報酬」から構成されます。
　社外取締役（監査等委員であるものを除く。）については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で月次定額として支払われる「基本報酬」のみを支給することとしております。
　なお、監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員である取締役の協議に基づき個別報酬を決定します。

A）取締役の個人別の報酬等（業績連動報酬等及び非金銭報酬等を除く）の額又はその算出方法の決定に関する方針
　金銭による基本報酬等は、役割に応じた報酬体系とするため役位ごとにグレードを設定し、業績以外の定量的・定性的な評価や貢献度も反映させ決定します。

B）取締役の個人別の報酬等のうち、業績連動報酬等に係る業績指標の内容及びその業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針
　当社の業績を踏まえ、役位ごとに基準額を設定し、基準額に業績指標の達成度を考慮して業績連動賞与を決定します。当社の業績を反映し持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能する報酬等となるよう、業績連動報酬等の最も主要な指標として当期純利益を選択しております。
　ⅰ賞与額は、（基準額×１/２×連結当期純利益目標達成率）＋（基準額×１/２×代表取締役として就任する事業会社の当期純利益目標達成率）にて算定します。
　ⅱ当期純利益目標達成率は、基準額を１とし、達成率に応じて0.5から1.5（当社代表取締役は0.25から2）の範囲の支給係数とします。ただし、達成率が0.5（当社代表取締役は0.25）に達しない場合は、支給係数を0.5（当社代表取締役は0.25）とします。

ⅲ 賞与基準額は、下記のとおり4,500千円から9,000千円の範囲で職位に応じて設定します。

職位	賞与基準額（年額）
社長執行役員	9,000千円
副社長執行役員	7,750千円～8,750千円
専務執行役員	6,750千円～7,750千円
常務執行役員	5,500千円～6,500千円
執行役員	4,500千円～5,500千円

C）取締役の個人別の報酬等のうち、非金銭報酬等の内容及びその非金銭報酬等の額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、継続勤務発行型株式報酬制度及び業績連動発行型株式報酬制度を導入しています。業績連動発行型株式報酬は中期経営計画の対象期間に応じた連結当期純利益及び当社株価成長率とTOPIX株価成長率との比較に連動して支給する株式数が変動します。本制度により支給する報酬等の総額は、年額90,000千円以内とし、発行又は処分される普通株式の総数は年52,500株以内とします。

D）上記A)、B)、C）の額の（個人別の報酬等の額に対する）割合の決定に関する方針

取締役の報酬のうち固定報酬「基本報酬等」が占める割合は、変動報酬「業績連動賞与（基準額)、中長期業績連動報酬（基準額)」の上下によりおよそ総報酬の75%～90%の範囲内に収まる見込みです。ただし、個人別の報酬等の構成割合は、各取締役の職責や業績への貢献度、報酬等の水準を考慮して調整します。

E）取締役（監査等委員であるものを除く。）に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等は、会社の前年度の事業報告、計算書類及び連結計算書類等が承認される毎年９月下旬に開催の株主総会が終了した直後に開催される取締役会において、毎年10月～翌年９月までの報酬等の額を決定します。賞与は事業年度ごとの業績目標の達成度等に応じて、各事業年度終了後に一括して支給します。株式報酬等は中期経営計画の対象期間の業績確定後に支給します。

F）取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

当社は、取締役会の諮問機関として社外取締役３名及び代表取締役社長、人事担当取締役の計５名により構成される報酬委員会（取締役報酬案策定会議）を設置しております。同委員会は当社及び当社グループの各取締役の報酬等の水準及び指標等について検討し、報酬等の決定プロセスの透明性並びに会社業績、個人業績及び世間水準等から見た個人別の報酬等の妥当性を検証の

うえ取締役会への答申を行っております。同委員会の答申に基づき取締役会において個人別の報酬等を決定しております。

以　上

1.　企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く環境は、医療機関に大きな影響を与えてきた新型コロナウイルス感染症の位置付けが2023年５月より感染症法上の５類感染症に移行し、医療需要も回復してきておりますが、５月以降感染者数が増加に転じており、予断を許さない状況にあります。また、ウクライナ情勢による資源価格の高騰や為替変動による物価上昇等の影響に起因するコスト増加も懸念され、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

このような経営環境のもと、当社グループは、持続可能な医療体制構築に向けて、製品の安定供給並びに顧客の課題解決に取り組むことを方針として事業活動を行っております。

当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言が発令されていた期間を含む前期と比較して、手術症例数が増加したこと及び新規施設における販売により手術室関連製品等の販売が好調に推移いたしました。加えて、ＰＰＥ(個人用防護具)等の感染対策に関わる製品の販売も好調を維持いたしました。また、前期に受託したＳＰＤにおける販売も医療機器販売事業の増収に貢献しております。売上総利益においては、ウクライナ情勢や円安の影響を受け、売上原価が増加したものの、営業活動強化に伴う収益改善や増収に伴い拡大しております。

他方、販売費及び一般管理費については、主要子会社における事業規模拡大に伴う人員採用や営業拠点の開設、移転があったこと、販売拡大による物流委託費用の増加に加え、感染対策を念頭に置きながらも営業活動等を活発化させたこと及び、前期に竣工した㈱栗原医療器械店における太田ディストリビューションセンターに係る減価償却費等が発生していることで前期と比較して増加しております。なお、特別利益において115百万円を計上しておりますが、主たる要因は投資有価証券の売却益であります。

この結果、当連結会計年度における売上高は239,054百万円(前期比5.5％増)、営業利益は1,880百万円(同17.1％減)、経常利益は2,423百万円(同12.1％減)、親会社株主に帰属する当期純利益は1,498百万円(同19.8％減)となりました。

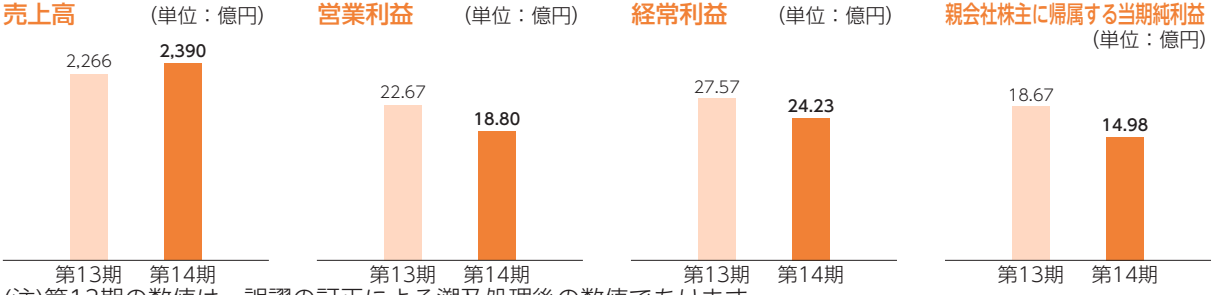

(注)第13期の数値は、誤謬の訂正による遡及処理後の数値であります。

事業セグメント別の業績の概況

①医療機器販売事業

売上高　2,335億67百万円
(前期比5.5％増)

営業利益　92億54百万円
(前期比0.0％増)

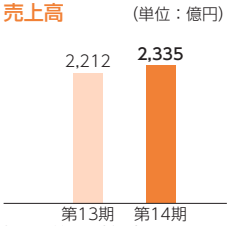

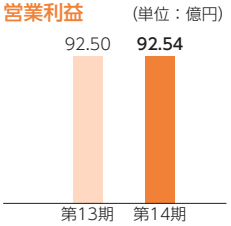

(注)第13期の数値は、誤謬の訂正による遡及処理後の数値であります。

医療機器販売事業における消耗品につきましては、新型コロナウイルスの検査に係る試薬は需要の落ち着きに伴い販売が減少したものの、ＰＰＥ(個人用防護具)の販売は引き続き好調に推移しました。手術関連製品においては、循環器領域を中心に償還価格の改定に伴う販売価格の下落が見られたものの、症例数の回復や新規施設での販売が拡大したことで増収に寄与しております。また、前期に受託したＳＰＤに関する販売や既存顧客におけるシェア拡大もあり、売上高及び売上総利益は前期と比較して増加しました。備品につきましても、医療機関における設備投資が活発化してきており、放射線機器等の大型備品の販売により好調に推移しました。一方、事業規模拡大に伴うコスト増加や㈱栗原医療器械店における太田ディストリビューションセンターに係る減価償却費等の発生により販売費及び一般管理費は増加しておりますが、増収によりセグメント利益は増加しております。

この結果、売上高は233,567百万円(前期比5.5％増)、売上総利益は27,157百万円(同7.2％増)、セグメント利益(営業利益)は9,254百万円(同0.0％増)となりました。

②介護・福祉事業

売上高　54億86百万円
(前期比3.3％増)

営業利益　4億4百万円
(前期比18.3％減)

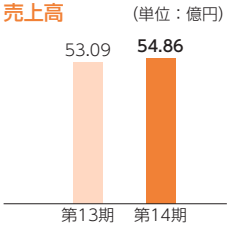

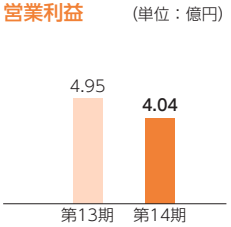

介護・福祉事業につきましては、介護機器のレンタル及び消耗品の販売が堅調に推移したことで、前期と比較して売上高及び売上総利益は増加いたしました。他方、㈱栗原医療器械店における太田ディストリビューションセンターに係る減価償却費の発生等により販売費及び一般管理費が増加したことで、セグメント利益につきましては減益となりました。

この結果、売上高は5,486百万円(前期比3.3％増)、売上総利益は2,150百万円(同2.5％増)、セグメント利益(営業利益)は404百万円(同18.3％減)となりました。

（注）当社グループのセグメントは、次のとおりであります。

医療機器販売事業……（医療機器販売事業）
国内の医療機器メーカー・代理店・商社等より仕入れた医療機器（備品・消耗品）を、国内の病院等医療施設に販売しており、当社グループの基幹となる事業であります。
（医療機器の修理及びメンテナンス事業）
当社グループが病院等医療施設に販売した医療機器の修理及びアフターサービス、病院等医療施設との保守契約に基づく医療機器全般のメンテナンスを行っております。

介護・福祉事業……国内外の介護福祉機器メーカー・代理店・商社等より仕入れた介護福祉機器（備品・消耗品）を、国内の病院等医療施設及び介護施設並びに医療機器販売業者、一般個人に販売しております。また、介護福祉機器の一般個人へのレンタルを行っております。

（2）資金調達の状況

当連結会計年度につきましては、特筆すべき事項はありません。

（3）設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は1,391,790千円であります。

（4）事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

重要な該当事項はありません。

（5）事業の譲受けの状況

2022年10月４日を効力発生日として、当社の連結子会社である㈱アクティブメディカルがノアインターナショナル㈱の株式を取得し、同社を完全子会社としており、また、渋谷メディカル㈱より医療機器販売事業を譲り受けております。

（6）吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

重要な該当事項はありません。

（7）他の会社の株式その他の持分若しくは新株予約権等の取得又は処分の状況

重要な該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況

区　分		第11期 2020年６月期	第12期 2021年６月期	第13期 2022年６月期	第14期 (当連結会計年度) 2023年６月期
売上高	(千円)	210,388,116	213,329,593	226,606,414	239,054,420
経常利益	(千円)	1,598,332	3,176,970	2,757,877	2,423,616
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	951,357	2,065,996	1,867,916	1,498,008
１株当たり当期純利益	(円)	43.66	94.81	85.30	68.32
総資産	(千円)	69,970,969	84,479,914	92,953,841	97,455,753
純資産	(千円)	13,873,183	15,843,153	17,307,764	18,572,069
１株当たり純資産	(円)	636.71	727.12	789.43	847.10

(注) １．１株当たり当期純利益又は純損失(△)は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
２．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を第13期の期首から適用しており、第12期の数値については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。
３．第12期及び第13期の数値は、誤謬の訂正による遡及処理後の数値であります。

売上高

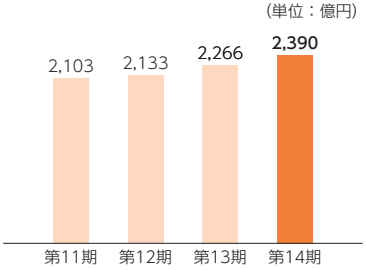

経常利益

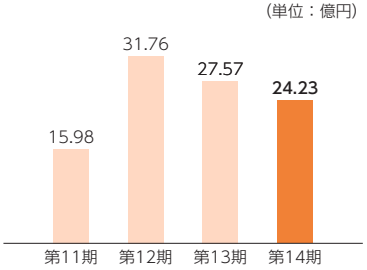

親会社株主に帰属する当期純利益

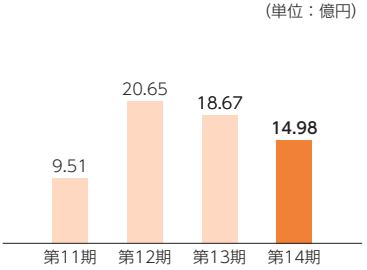

１株当たり当期純利益

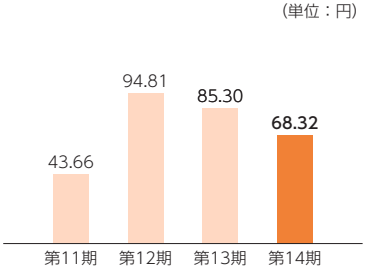

総資産/純資産

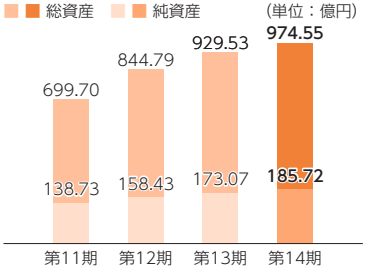

１株当たり純資産

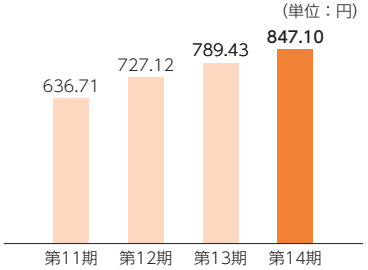

(9) 対処すべき課題

政府は高齢化進展による2025年問題を見据え、診療報酬の見直し、病院の機能分化等の医療提供体制の整備を図っており、医療機器販売業界では償還価格の下落や競争激化による利益率の低下という影響を受けております。一方、高齢化進展に伴う医療機器の需要増加の影響もあり、市場規模自体は緩やかに拡大しております。足元では、新型コロナウイルス感染症が2023年５月より感染症法上の位置付けが５類感染症に移行し、医療需要も回復しつつある一方で、本感染症の感染拡大に端を発し、増加している医療機関における感染対策に係るコストは今後も医療機関の経営を圧迫する要因になりうるものと認識しております。そのため、医療経営に資するサービスの提供がより一層求められるものと予想しております。また、本感染症拡大は、当社グループ、医療機関双方において緊急事態下でも医療を提供できる体制の重要性を改めて認識させる機会でもありました。そのため、いかなる状況においても医療を止めない体制を医療機関とともに構築していく必要性があるものと認識しております。加えて、医療機器メーカーによるリスク低減施策として大手ディーラーへの取引先集約という動きもあることから、中小企業の多い医療機器販売業界においては、企業規模、商圏の拡大を目的とした合従連衡の機運が一層高まるものと考えられます。

このような状況の中、当社グループが中長期的な成長を維持して企業価値の最大化を図っていくために取り組むべき課題は次のとおりであります。

① 顧客価値の最大化

当社グループの提供価値の最大化にあたって、その中核となる地域は、国内最大の市場である東京都を中心とする首都圏です。今までに培ったノウハウと情報ネットワークを活用して、医療機器の販売だけでなく、当社グループの有する物流管理システムや手術室運営支援プログラム「ＳＵＲＧＥＬＡＮＥ®」、材料価格最適化支援システム「ｍｅｃｃｕｌ®」、手術室情報管理システム「ＭＯＲＩＳＳ®」等の各種ソリューションツールを組み合わせることで、良質な医療環境の提供及び病院の経営改善に総合的に貢献できる企業として引き続き首都圏の医療機関へ積極的に提案を行ってまいります。また、急性期医療を提供する医療機関への営業強化並びに低侵襲手術分野への注力により市場シェアの獲得を図る方針です。併せて、各地域においても営業体制の更なる盤石化を図ります。加えて、当社グループの品質と価格のベストバランスを追求したプライベートブランド商品である「ASOURCE® SELECT」の安定供給や品質管理体制や物流システムの更なる強化を通じて、医療機関の皆様が医療機器を安全に、安心してお使いいただけるように取り組んでいく方針です。

また、近年における新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々の生活様式を一変させました。いかなる状況にも対応した医療提供体制の再構築が喫緊の課題であると認識しており、当社グループの各地域においてＢＣＰ対応が可能な体制を構築していくことで、機能的かつ持続可能な医療材料の提供体制を構築してまいります。

② Ｍ＆Ａ及びアライアンスの推進とグループ経営管理体制の強化

競争激化や人材不足等の要因で厳しさを増す経営環境に対応するため、継続的にＭ＆Ａ及びアライアンスを推進し、事業規模の拡大や人材の獲得を図る方針です。委員会等の組織横断的な取り組みや人事交流を通じてグループ内の連携を強化し、ノウハウを共有するとともに当社グループの有するソリューションツールの活用を推進していくことで生産性の向上を図ります。売上原価率の低

減に向けた取り組み、ＩＴ、物流等の業務インフラの整備や管理業務の集約による効率化に加え、働き方改革に向けた業務環境の改善についてもグループ一体となって注力してまいります。これらの取り組みについては、ＤＸを推進していくことで効果の最大化を図ります。また、ＰＭＩ（Post Merger Integration：統合効果の最大化）の推進についても継続的に取り組んでまいります。加えて、㈱栗原医療器械店の整形外科領域の医療機器販売事業部門を分社化し、当該領域に特化した㈱オーソエッジジャパンとして2023年７月より事業活動を開始しており、本組織再編のように、今後も提供サービスの品質向上、グループ内の業務効率化の観点から組織体制の最適化についても検討を進めることでシナジーの最大化を図るとともに透明性の高い経営体制を構築してまいります。

以上の取り組みの強化により、当社グループは長期にわたり安定的な成長を図ってまいります。

（10）主要な事業内容（2023年６月30日現在）

当社グループは、医療機器の販売及びメンテナンス、介護福祉機器の販売及びレンタルを主な事業として取り組んでおります。

（11）重要な子会社の状況

名　　称	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社栗原医療器械店	千円 80,000	% 100	医療器具及び医療用機器等の販売、修理 介護福祉機器の販売及びレンタル
協和医科器械株式会社	80,000	100	医療器具及び医療用機器等の販売、修理 介護福祉機器の販売及びレンタル
株式会社アルバース	10,000	100	医療器具及び医療用機器等の販売、修理
株式会社ミタス	60,000	100	医療器具及び医療用機器等の販売、修理 介護福祉機器の販売及びレンタル
株式会社アクティブメディカル	10,000	100	医療器具及び医療用機器等の販売、修理
株式会社秋田医科器械店	10,000	100	医療器具及び医療用機器等の販売、修理
佐野器械株式会社	12,000	100	医療器具及び医療用機器等の販売、修理
メディアスソリューション株式会社	20,000	100	SPDサービスの提供、医療材料共同購買及び調達支援、病院向け人材派遣、業務効率化ソリューションサービスの提供
ノアインターナショナル株式会社	12,000	100	医療器具及び医療用機器等の販売、修理
株式会社オーソエッジジャパン	10,000	100	医療器具及び医療用機器等の販売、修理
株式会社アルセント	10,000	100	医療器具及び医療用機器等の販売、修理
株式会社メディカルバイオサイエンス	11,000	100	医療機器の修理及びメンテナンス業務
石川医療器株式会社	30,000	100	介護福祉機器の販売及びレンタル

（注）１．議決権比率は子会社による間接所有を含んでおります。
２．特定完全子会社に該当する子会社はありません。
３．株式会社メディカルバイオサイエンスは、2023年７月１日付で株式会社つむぐメディカルに商号変更いたしました。

（12）支店及び営業所（2023年６月30日現在）

① 当社　　東京都千代田区有楽町一丁目２番２号

② 子会社

株式会社栗原医療器械店	本社	群馬県太田市清原町４番地の６
	支店及び営業所	太田、前橋、高崎、さいたま、東京中央など25拠点
協和医科器械株式会社	本社	静岡県静岡市駿河区池田156番地の２
	支店及び営業所	静岡、沼津、浜松、名古屋、横浜、甲府など18拠点
株式会社アルバース	本社	東京都中央区日本橋三丁目９番１号
	支店及び営業所	東京、横浜、太田、静岡、金沢など19拠点
株式会社ミタス	本社	福井県福井市問屋町四丁目901番地
	支店及び営業所	福井、敦賀、金沢、富山
株式会社アクティブメディカル	本社	北海道札幌市東区北十七条東一丁目６番21号
	支店及び営業所	札幌、旭川、室蘭、釧路、帯広
株式会社秋田医科器械店	本社	秋田県秋田市仁井田字中谷地130番地２
	支店及び営業所	秋田、横手、能代
佐野器械株式会社	本社	京都府京都市南区上鳥羽奈須野町128番地
メディアスソリューション株式会社	本社	東京都千代田区有楽町一丁目２番２号
	支店及び営業所	太田
ノアインターナショナル株式会社	本社	北海道札幌市豊平区豊平三条十三丁目２番１号
	支店及び営業所	札幌、函館、旭川
株式会社オーソエッジジャパン	本社	東京都中央区日本橋三丁目９番１号
株式会社アルセント	本社	兵庫県神戸市兵庫区水木通四丁目１番６号
株式会社メディカルバイオサイエンス	本社	群馬県太田市東今泉町464番地の１
	支店及び営業所	太田、前橋、さいたま、東京、大阪など７拠点
石川医療器株式会社	本社	石川県金沢市直江東一丁目６番地

（注）株式会社メディカルバイオサイエンスは、2023年７月１日付で株式会社つむぐメディカルに商号変更いたしました。

（13）従業員の状況（2023年６月30日現在）

従業員数	前期比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,357名	120名増	38.7歳	9.9年

（注）従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。

(14) 主要な借入先及び借入額（2023年６月30日現在）

借　入　先	借　入　額
株式会社群馬銀行	千円 3,514,860
株式会社みずほ銀行	3,136,903
株式会社八十二銀行	2,266,676
株式会社埼玉りそな銀行	1,974,820
株式会社栃木銀行	1,783,316
株式会社三菱UFJ銀行	1,111,702
株式会社静岡銀行	1,000,000
株式会社東和銀行	1,000,000

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

重要な該当事項はありません。

2.　当社の株式に関する事項（2023年６月30日現在）

(1) 発行可能株式総数　59,400,000株

(2) 発行済株式の総数　21,924,146株（自己株式 958株を除く）

(3) 株主数　19,032名

(4) 大株主（上位10名）

株主の氏名又は名称	持　株　数	持　株　比　率
株式会社エム・ケー	株 2,190,000	% 9.99
株式会社M’　s	2,188,722	9.98
株式会社イケヤ	1,920,000	8.76
メディアスホールディングス従業員持株会	1,106,904	5.05
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,036,600	4.73
栗原医療従業員持株会	553,600	2.53
池谷　保彦	432,856	1.97
野田　了子	396,900	1.81
アルフレッサホールディングス株式会社	382,800	1.75
宮地　修平	370,452	1.69

（注）持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 当社の会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役

(2023年6月30日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	池谷保彦	当社社長執行役員 ㈱栗原医療器械店取締役 協和医科器械㈱取締役 ㈱ミタス取締役 ㈱エヌエイチエス静岡取締役 ㈱イケヤ代表取締役社長 東京都医療機器販売業協会理事
取締役	宮地修平	当社専務執行役員コーポレート統括本部長 ㈱アルバース取締役 ㈱ミタス代表取締役社長 ㈱アクティブメディカル取締役 メディアスソリューション㈱取締役 ㈱Focal Trust代表取締役社長 ㈱M's取締役
取締役	芥川浩之	当社専務執行役員経営管理統括本部長 協和医科器械㈱取締役 ㈱アルバース取締役
取締役	栗原勝	当社専務執行役員 ㈱栗原医療器械店代表取締役社長 ㈱アルバース取締役会長 ㈱メディカルバイオサイエンス取締役 ㈱エム・ケー取締役 群馬県医療機器販売業協会理事長 日本医療機器販売業協会理事
取締役	住吉進也	当社専務執行役員 協和医科器械㈱代表取締役社長
取締役	古木壽幸	当社執行役員 メディアスソリューション㈱代表取締役社長 CARNA MEDICAL DATABASE PVT.LTD.取締役

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
取締役（社外取締役）	越　後　純　子	弁護士（渥美坂井法律事務所・外国法共同事業） ㈱グッピーズ取締役
取締役（社外取締役）	工　藤　　浩	工藤コンサルティング事務所代表
取締役（社外取締役）	舩　山　範　雄	-
常　勤　監　査　役	小　林　勝　美	㈱秋田医科器械店監査役 佐野器械㈱監査役 メディアスソリューション㈱監査役
常　勤　監　査　役	山　口　光　夫	㈱ミタス監査役 石川医療器㈱監査役
監査役（社外監査役）	大　澤　恒　夫	弁護士（大澤法律事務所代表） 中央大学法科大学院客員教授 大阪大学大学院国際公共政策研究科客員教授
監査役（社外監査役）	武　内　秀　明	弁護士（武内法律事務所代表） 公益財団法人日揮社会福祉財団理事 ㈱イチケン取締役 ㈱ジールコミュニケーションズ監査役
監査役（社外監査役）	寺　井　宏　隆	㈱グリーンシステムコーポレーション取締役
監査役（社外監査役）	桑　原　和　明	税理士（桑原税理士事務所代表）

（注）1．監査役桑原和明氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
2．当社は、越後純子氏、工藤浩氏、舩山範雄氏、大澤恒夫氏、武内秀明氏、寺井宏隆氏及び桑原和明氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
3．取締役宮地修平氏は、2023年７月１日付で当社専務執行役員プレジデント統括本部長に就任しております。
4．取締役芥川浩之氏は、2023年７月１日付で当社専務執行役員コーポレート統括本部長に就任しております。
5．取締役柴田英治氏は、2022年9月29日開催の第13期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
6．㈱メディカルバイオサイエンスは、2023年７月１日付で㈱つむぐメディカルに商号変更いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

(社外取締役)

氏　名	責任限定契約の内容
越　後　純　子	会社法第427条第１項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は300万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額であります。
工　藤　　浩	
舩　山　範　雄	

(監査役)

氏　名	責任限定契約の内容
小　林　勝　美	会社法第427条第１項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は200万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額であります。
山　口　光　夫	
大　澤　恒　夫	
武　内　秀　明	
寺　井　宏　隆	
桑　原　和　明	

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項の役員等賠償責任保険契約を締結しており、同保険の被保険者の範囲は、当社及びその子会社の取締役及び監査役になります。保険料は全額当社が負担しており、被保険者の職務の執行に起因して提訴された株主代表訴訟、第三者訴訟などにより請求された損害賠償金及び訴訟費用等が、同保険により補償されます。ただし、当該保険契約によって被保険者である役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者が違法に利益又は便宜を得たこと、犯罪行為、不正行為、詐欺行為又は法令、規則又は取締法規に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は、上記保険契約の補償対象外となっております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会の諮問機関として報酬委員会（取締役報酬案策定会議）を設置しております。同委員会にて当社の報酬の決定の方針を審議し、その答申に基づき取締役会において報酬の方針を決定しております。取締役(社外取締役を除く)の報酬等には、職務執行の対価として株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で月次定額として支払われる「基本報酬」、各事業年度の当社の業績に応じて支給される「業績連動賞与」及び継続勤務発行型株式報酬並びに業績連動発行型株式報酬による「中長期業績連動報酬」から構成されます。

社外取締役については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で月次定額として支払われる「基本報酬」のみを支給することとしております。

監査役の報酬については、監査役の協議に基づき個別報酬を決定しております。

A）取締役の個人別の報酬等（業績連動報酬等及び非金銭報酬等を除く）の額又はその算出方法の決定に関する方針

金銭による基本報酬等は、役割に応じた報酬体系とするため役位ごとにグレードを設定し、業績以外の定量的・定性的な評価や貢献度も反映させ決定します。

B）取締役の個人別の報酬等のうち、業績連動報酬等に係る業績指標の内容及びその業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針

当社の業績を踏まえ、役位ごとに基準額を設定し、基準額に業績指標の達成度を考慮して業績連動賞与を決定します。当社の業績を反映し持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能する報酬等となるよう、業績連動報酬等の最も主要な指標として当期純利益を選択しております。

ⅰ賞与額は、（基準額×１/２×連結当期純利益目標達成率）＋（基準額×１/２×代表取締役として就任する事業会社の当期純利益目標達成率）にて算定します。

ⅱ当期純利益目標達成率は、基準額を１とし、達成率に応じて0.5から1.5（当社代表取締役は0.25から2）の範囲の支給係数とします。ただし、達成率が0.5（当社代表取締役は0.25）に達しない場合は、支給係数を0.5（当社代表取締役は0.25）とします。

ⅲ賞与基準額は、下記のとおり4,500千円から9,000千円の範囲で職位に応じて設定します。

職位	賞与基準額（年額）
社長執行役員	9,000千円
副社長執行役員	7,750千円～8,750千円
専務執行役員	6,750千円～7,750千円
常務執行役員	5,500千円～6,500千円
執行役員	4,500千円～5,500千円

ⅳ第14期業績に基づく支給総額は、67,850千円であります。

C）取締役の個人別の報酬等のうち、非金銭報酬等の内容及びその非金銭報酬等の額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、継続勤務発行型株式報酬制度並びに業績連動発行型株式報酬制度を導入しています。業績連動発行型株式報酬は中期経営計画の対象期間に応じた連結当期純利益及び当社株価成長率とTOPIX株価成長率との比較に連動して支給する株式数が変動します。本制度により支給する報酬等の総額は、年額90,000千円以内とし、発行又は処分される普通株式の総数は年52,500株以内とします。

D）上記A)、B)、C）の額の（取締役の個人別の報酬等の額に対する）割合の決定に関する方針

取締役の報酬のうち固定報酬「基本報酬等」が占める割合は、変動報酬「業績連動賞与(基準額)、中長期業績連動報酬（基準額)」の上下によりおよそ総報酬の75%～90%の範囲内に収まる見込みです。ただし、個人別の報酬等の構成割合は、各取締役の職責や業績への貢献度、報酬等の水準を考慮して調整します。

E）取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

取締役の報酬等は、会社の前年度の事業報告、計算書類及び連結計算書類等が承認される毎年９月下旬に開催の株主総会が終了した直後に開催される取締役会において、毎年10月～翌年９月までの報酬等の額を決定します。賞与は事業年度ごとの業績目標の達成度等に応じて、各事業年度終了後に一括して支給します。株式報酬等は中期経営計画の対象期間の業績確定後に支給します。

F）取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

当社は、取締役会の諮問機関として社外取締役３名及び代表取締役社長、人事担当取締役の計５名により構成される報酬委員会（取締役報酬案策定会議）を設置しております。同会議は当社及び当社グループの各取締役の報酬等の水準及び指標等について検討し、報酬等の決定プロセスの透明性並びに会社業績、個人業績及び世間水準等から見た個人別の報酬等の妥当性を検証のうえ取締役会への答申を行っております。同会議の答申に基づき取締役会において個人別の報酬等を決定しております。これらの手続きを経て決定されることから、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬の内容の決定方針と整合しており、相当であると判断しております。

② 役員の報酬等に関する株主総会決議

対象者	報酬等の種類	決議年月日	報酬限度額・株数
取締役(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない) 対象取締役の員数は2010年９月22日時点で８名(うち社外取締役２名）であります。	基本報酬等	2010年９月22日開催 第１期定時株主総会	年額250,000千円以内
監査役 対象監査役の員数は2010年９月22日時点で３名であります。			年額50,000千円以内
取締役（社外取締役を除く） 対象取締役の員数は、2021年９月29日時点で６名であります。	事後交付による株式報酬制度 (中長期業績連動報酬)	2021年９月29日開催 第12期定時株主総会	金銭報酬債権の総額は年額90,000千円以内、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は年52,500株以内とします。ただし、上記の上限金額及び上限株数は、３事業年度分を一括して支給するものであるため、実質的には１事業年度あたりの当該金銭報酬債権の総額は30,000千円以内、新たに発行又は処分する普通株式の総数は17,500株以内に相当します。
取締役（社外取締役を除く） 対象取締役の員数は、2021年９月29日時点で６名であります。	業績連動報酬 (業績連動賞与)	2021年９月29日開催 第12期定時株主総会	基本報酬と業績連動報酬の合計が年額250,000千円以内
監査役 対象監査役の員数は、2022年９月29日時点で６名（うち社外監査役４名）であります。	基本報酬等	2022年９月29日開催 第13期定時株主総会	年額75,000千円以内

③　取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬	事後交付による株式報酬	
取締役（社外取締役を除く）	167,109	91,650	67,850	7,609	7
監査役（社外監査役を除く）	33,024	33,024	—	—	2
社外取締役	21,150	21,150	—	—	3
社外監査役	19,884	19,884	—	—	4

（注）１．当事業年度末現在の人員数は、取締役９名、監査役６名であります。
２．基本報酬は当事業年度（第14期）に支払った金額、業績連動報酬及び事後交付による株式報酬は当事業年度（第14期）に費用計上した金額を記載しております。また、事後交付による株式報酬の金額は当事業年度（第14期）の費用計上額から過年度費用計上額の戻入額179千円を減額しております。
３．事後交付による株式報酬の対象となる役員の員数は、取締役（社外取締役を除く。）６名であります。
４．取締役（社外取締役を除く）の報酬等の総額には、2022年９月29日開催の第13期定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任した取締役の報酬を含んでおります。

(5) 社外役員に関する事項

①　他の法人等の業務執行者等の兼職の状況

地　位	氏　名	兼職先及び兼職内容
社外取締役	越後純子	弁護士（渥美坂井法律事務所・外国法共同事業） ㈱グッピーズ取締役
社外取締役	工藤浩	工藤コンサルティング事務所代表
社外取締役	舩山範雄	-
社外監査役	大澤恒夫	弁護士（大澤法律事務所代表） 中央大学法科大学院客員教授 大阪大学大学院国際公共政策研究科客員教授
社外監査役	武内秀明	弁護士（武内法律事務所代表） 公益財団法人日揮社会福祉財団理事 ㈱イチケン取締役 ㈱ジールコミュニケーションズ監査役
社外監査役	寺井宏隆	㈱グリーンシステムコーポレーション取締役
社外監査役	桑原和明	税理士（桑原税理士事務所代表）

（注）各社外役員の兼職先と当社グループとの間には特別な利害関係はありません。

② 主要な活動状況

地　位	氏　名	主要な活動状況
社外取締役	越後純子	当事業年度中に開催された取締役会（19回中19回）に出席し、医師としての経験から医療関連業界における知識と深い見識を通じた幅広い視点を持ち、主に販売戦略や業界分析等について適宜的確な意見を述べております。また、子会社を含む役員の指名及び報酬に関する任意の報酬委員会（取締役報酬案策定会議）、指名委員会（役員選任案策定会議）に参加し、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
社外取締役	工藤浩	当事業年度中に開催された取締役会（19回中19回）に出席し、医療機器メーカーにおける長年の企業経営の経験及び実績を通じた幅広い視点から、主に販売戦略や業界分析等について適宜的確な意見を述べました。また、子会社を含む役員の指名及び報酬に関する任意の報酬委員会（取締役報酬案策定会議）、指名委員会（役員選任案策定会議）に参加し、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
社外取締役	舩山範雄	当事業年度中に開催された取締役会（19回中19回）に出席し、金融機関における長年の企業経営の経験及び実績を通じた幅広い視点から、主に販売戦略や業界分析等について適宜的確な意見を述べました。また、子会社を含む役員の指名及び報酬に関する任意の報酬委員会（取締役報酬案策定会議）、指名委員会（役員選任案策定会議）に参加し、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
社外監査役	大澤恒夫	当事業年度中に開催された取締役会（19回中19回）及び監査役会（15回中15回）に出席し、取締役及び監査役の意思決定の適正性を確保するための質問その他発言並びに報告を適宜行いました。また、取締役等からの経営・財務・業務の運営等の状況に関するヒアリング並びに常勤監査役及び内部監査室からの監査の実施状況に関するヒアリングを適宜行いました。

地　　位	氏　　名	主要な活動状況
社　外　監　査　役	武　　内　　秀　　明	当事業年度中に開催された取締役会（19回中17回）及び監査役会（15回中14回）に出席し、取締役及び監査役の意思決定の適正性を確保するための質問その他発言並びに報告を適宜行いました。また、取締役等からの経営・財務・業務の運営等の状況に関するヒアリング並びに常勤監査役及び内部監査室からの監査の実施状況に関するヒアリングを適宜行いました。
社　外　監　査　役	寺　　井　　宏　　隆	当事業年度中に開催された取締役会（19回中19回）及び監査役会（15回中15回）に出席し、取締役及び監査役の意思決定の適正性を確保するための質問その他発言並びに報告を適宜行いました。また、取締役等からの経営・財務・業務の運営等の状況に関するヒアリング並びに常勤監査役及び内部監査室からの監査の実施状況に関するヒアリングを適宜行いました。
社　外　監　査　役	桑　　原　　和　　明	当事業年度中に開催された取締役会（19回中17回）及び監査役会（15回中15回）に出席し、取締役及び監査役の意思決定の適正性を確保するための質問その他発言並びに報告を適宜行いました。また、取締役等からの経営・財務・業務の運営等の状況に関するヒアリング並びに常勤監査役及び内部監査室からの監査の実施状況に関するヒアリングを適宜行いました。

（6）取締役会の実効性評価

当社は、取締役会の実効性を高め、企業価値を向上させることを目的といたしまして、各取締役・監査役に対してアンケートを実施し、その集計結果から認識された課題について、取締役会において審議し、取締役会の運営等の改善に活用しています。

2023年６月期においては、前期同様に、社外役員（取締役・監査役）によるアンケート結果のレビュー・分析を実施し、その結果を基に取締役会において審議を行いました。全体としては概ね実効性のある取締役会の運営がなされていることが確認されましたが、中長期的な企業価値向上の観点から、重要な経営課題に関する議論の時間の確保、全社リスクやコンプライアンスについて、グループ内での情報共有体制の強化に向けた体制の充実化が課題として挙げられました。

この課題解決に向けて、重要な経営課題については定例的に取締役会において集中討議の機会を設けること、コンプライアンス事案発生後の迅速な情報共有及び報告の徹底によりグループガバナンスの強化を図ります。また、取締役会以外の場における執行陣と社外取締役のコミュニケーション機会の充実化を図ることとし、取締役会の実効性の一層の向上、中長期の企業価値向上及び情報発信に努めてまいります。

4.　会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る報酬等の額

① 会計監査人の報酬額の同意について

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積もりの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っています。

② 報酬等の額　53,500千円

③ 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計金額　77,150千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

２．上記監査証明に基づく報酬は、前事業年度の監査に係る追加報酬の額が含まれています。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）として、業務効率化・労務管理体制構築支援業務及び管理職研修に対する対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の独立性、品質管理及び監査体制等を勘案し、会計監査人の変更が必要と認める場合には、当該会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会にその旨を通知するものとし、当社取締役会はかかる議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項に定める事由に該当する状況にある場合には、当社監査役会は当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

5.　コーポレート・ガバナンスの状況

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、「地域医療への貢献」という経営理念のもと、企業価値の最大化を目指す観点から経営判断の基準を「利潤の追求」と「社会的責任」に置いております。

企業は株主のものであり、取締役は株主の経営執行の代行者であるということを基本としつつ、企業は社会のすべてのステークホルダーの支持を得てこそ、その価値を向上できると考えております。そのため当社では、効率的かつ健全で透明性を確保した企業経営が重要であると考えており、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の定めるところにより、コーポレート・ガバナンスの徹底に努めてまいります。当社経営における意思決定・監督、業務執行及び監査に関するコーポレート・ガバナンスの体制は次図のとおりであります。

(2) コーポレート・ガバナンス体制の概要（2023年６月30日現在）

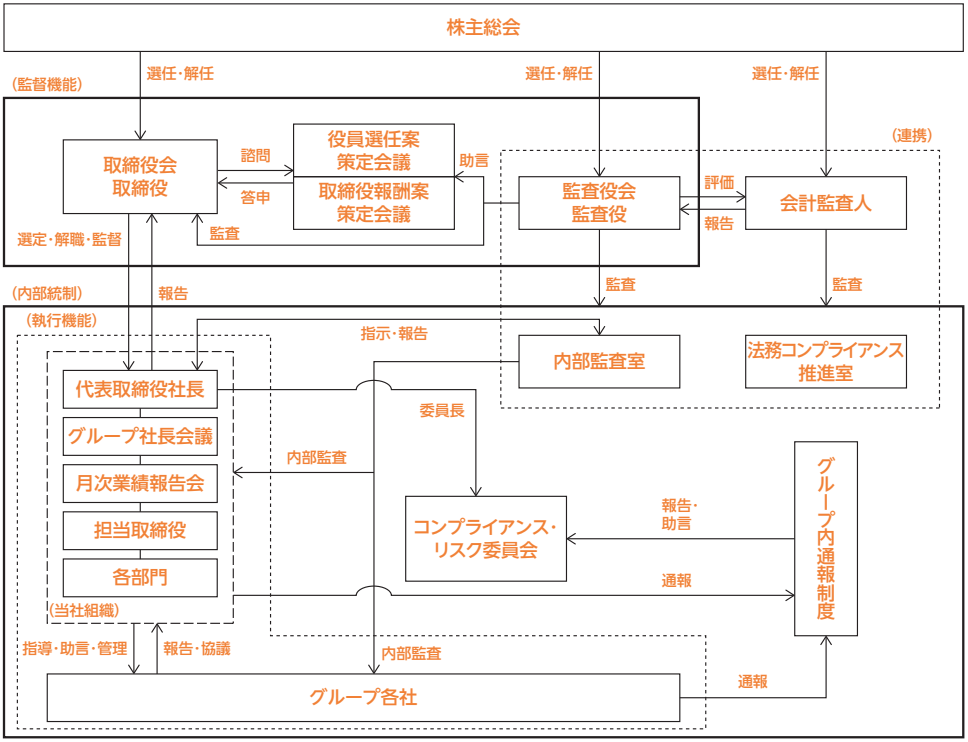

メディアスホールディングス　コーポレートガバナンス・ガイドライン
https://www.medius.co.jp/company/guidelines/

連結貸借対照表（2023年６月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**76,228,099**	**流動負債**	**71,542,762**
現金及び預金	10,330,262	支払手形及び買掛金	52,542,782
受取手形及び売掛金	50,267,866	短期借入金	14,965,395
リース投資資産	32,403	1年内償還予定の社債	7,000
商品及び製品	11,845,054	未払法人税等	323,712
原材料及び貯蔵品	12,027	契約負債	141,714
その他	3,845,518	賞与引当金	45,448
貸倒引当金	△105,033	役員賞与引当金	143,914
固定資産	**21,227,653**	資産除去債務	9,912
有形固定資産	**11,018,886**	その他	3,362,882
建物及び構築物	6,093,753	**固定負債**	**7,340,921**
機械装置及び運搬具	843,545	社債	15,000
工具、器具及び備品	563,432	長期借入金	4,580,404
土地	3,291,308	繰延税金負債	879,493
建設仮勘定	169,368	債務保証損失引当金	100,460
その他	57,479	株式報酬引当金	78,257
無形固定資産	**2,007,690**	退職給付に係る負債	1,388,578
のれん	844,307	資産除去債務	136,159
その他	1,163,383	その他	162,569
投資その他の資産	**8,201,076**	**負債合計**	**78,883,684**
投資有価証券	4,461,353	**純資産の部**	
長期貸付金	24,584	**株主資本**	**16,707,446**
繰延税金資産	1,943,935	**資本金**	**1,344,769**
その他	1,796,588	**資本剰余金**	**2,671,008**
貸倒引当金	△25,384	**利益剰余金**	**12,692,118**
資産合計	**97,455,753**	**自己株式**	**△450**
		その他の包括利益累計額	**1,864,623**
		その他有価証券評価差額金	**1,874,543**
		退職給付に係る調整累計額	**△9,920**
		純資産合計	**18,572,069**
		負債純資産合計	**97,455,753**

連結損益計算書（2022年７月１日から2023年６月30日まで）

（単位：千円）

科　　目	金	額
売上高		**239,054,420**
売上原価		**209,749,051**
売上総利益		**29,305,368**
販売費及び一般管理費		**27,424,593**
営業利益		**1,880,774**
営業外収益		
受取利息	1,640	
受取配当金	106,095	
仕入割引	309,632	
受取手数料	91,222	
その他	139,810	648,400
営業外費用		
支払利息	84,937	
持分法による投資損失	3,930	
債務保証損失引当金繰入額	1,461	
その他	15,229	105,559
経常利益		**2,423,616**
特別利益		
固定資産売却益	7,612	
投資有価証券売却益	108,328	115,940
特別損失		
固定資産除却損	5,457	
固定資産売却損	1,840	
減損損失	13,458	20,757
税金等調整前当期純利益		**2,518,800**
法人税、住民税及び事業税	717,445	
法人税等調整額	303,347	1,020,792
当期純利益		**1,498,008**
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,498,008**

貸借対照表（2023年６月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**10,896,258**	**流動負債**	**11,342,674**
現金及び預金	298,276	買掛金	4,772,357
原材料及び貯蔵品	672	短期借入金	5,869,164
前払費用	195,614	リース債務	7,060
立替金	9,986,387	未払金	342,006
その他	415,306	未払費用	18,100
固定資産	**11,912,142**	未払法人税等	41,317
有形固定資産	**179,194**	前受金	18,599
建物	60,337	預り金	160,829
構築物	3,480	役員賞与引当金	67,850
工具、器具及び備品	29,923	その他	45,389
土地	71,332	**固定負債**	**2,130,101**
リース資産	14,120	長期借入金	1,461,053
無形固定資産	**812,896**	リース債務	7,060
ソフトウェア	812,242	繰延税金負債	551,753
その他	654	株式報酬引当金	78,257
投資その他の資産	**10,920,051**	退職給付引当金	9,365
投資有価証券	2,471,494	資産除去債務	22,611
関係会社株式	8,313,244	**負債合計**	**13,472,775**
長期前払費用	1,858	**純資産の部**	
その他	133,454	**株主資本**	**7,967,373**
		資本金	**1,344,769**
		資本剰余金	**4,247,211**
		資本準備金	2,737,817
		その他資本剰余金	1,509,393
		利益剰余金	**2,375,842**
		利益準備金	91,748
		その他利益剰余金	2,284,093
		繰越利益剰余金	2,284,093
		自己株式	**△450**
		評価・換算差額等	**1,368,252**
		その他有価証券評価差額金	**1,368,252**
		純資産合計	**9,335,625**
資産合計	**22,808,401**	**負債純資産合計**	**22,808,401**

損益計算書（2022年７月１日から2023年６月30日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売上高		
経営管理料	1,223,109	
業務受託料	846,781	
関係会社受取配当金	940,462	**3,010,353**
売上原価		
業務受託原価	669,958	**669,958**
売上総利益		**2,340,395**
販売費及び一般管理費		**1,597,503**
営業利益		**742,891**
営業外収益		
受取利息	2	
受取配当金	19,953	
仕入割引	260,545	
その他	13,293	293,794
営業外費用		
支払利息	55,173	
支払補償費	13,000	
その他	180	68,353
経常利益		**968,332**
特別利益		
投資有価証券売却益	108,328	108,328
特別損失		
固定資産除却損	283	283
税引前当期純利益		**1,076,377**
法人税、住民税及び事業税	59,049	
法人税等調整額	2,694	61,743
当期純利益		**1,014,634**

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2023年８月28日

メディアスホールディングス株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

静岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　郷右近　隆也

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　石黒　宏和

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、メディアスホールディングス株式会社の2022年7月1日から2023年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、メディアスホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2023年８月28日

メディアスホールディングス株式会社
　取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

静岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　郷右近　隆也

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　石黒　宏和

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、メディアスホールディングス株式会社の2022年7月1日から2023年6月30日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2022年７月１日から2023年６月30日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）監査役の監査の方法及びその内容

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、主要子会社については、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、監査役及び使用人等から事業の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。その他子会社についても毎月事業の報告を受けているほか、取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、業績及び財産の状況を調査いたしました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書）並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年８月29日

メディアスホールディングス株式会社監査役会

常勤監査役　小　林　勝　美　㊞

常勤監査役　山　口　光　夫　㊞

監　査　役　大　澤　恒　夫　㊞

監　査　役　武　内　秀　明　㊞

監　査　役　寺　井　宏　隆　㊞

監　査　役　桑　原　和　明　㊞

【注】監査役 大澤恒夫、監査役 武内秀明、監査役 寺井宏隆及び監査役 桑原和明は会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会会場ご案内図

日時　2023年9月28日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場所　ベルサール東京日本橋 Room5
東京都中央区日本橋2丁目7番1号 東京日本橋タワー5階

交通

東京メトロ銀座線 東京メトロ東西線 都営地下鉄浅草線	日本橋駅	B6出口 直結
東京メトロ銀座線 東京メトロ半蔵門線	三越前駅	B6出口より徒歩約3分
JR	東京駅	八重洲北口より徒歩6分

※ 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

UD FONT　見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

メディアスホールディングス株式会社

電子提供措置の開始日 2023年９月５日

第14期定時株主総会
その他の電子提供措置事項
（交付書面省略事項）

業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

連結株主資本等変動計算書

連　結　注　記　表

株主資本等変動計算書

個　別　注　記　表

第14期（2022年７月１日から2023年６月30日まで）

メディアスホールディングス株式会社

6．業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

当社は、取締役会において、次のとおり「内部統制システムの基本方針」を決議しております。

(1) 当社及び各子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社及び各子会社の取締役及び使用人を対象に、行動規範の周知徹底を継続して行うとともに、コンプライアンスガイドラインを制定し、法令、定款、社内規程、社会通念及び企業理念等、職務の執行にあたり遵守すべき具体的な事項について、当社及び各子会社から成る当社グループ全体の理解を深め、当社グループにおけるコンプライアンスを確保するための体制を構築する。その一環として、当社に、当社グループの取締役（社外取締役を除く）及び使用人を対象としたコンプライアンス等に関するeラーニング等による社内研修制度を構築し、実施する。

② 当社グループにおけるコンプライアンス体制及びリスク管理体制を推進するために、当社に、当社の代表取締役を委員長とし、当社の取締役及び監査役、各子会社の代表取締役社長を委員とする「コンプライアンス・リスク委員会」を設置し、コンプライアンス及びリスクに関する重要事項の審議を行い、その内容を取締役会及び監査役会に報告する。

③ 当社の取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を期待し、当社と利害関係を有しない社外取締役を選任する。

④ 当社及び各子会社の取締役は、社外で開催されるコンプライアンスに関する各種セミナー等に出席し、理解を高める。

⑤ 当社グループにおけるコンプライアンスに係る通報機能及び相談機能を強化するため、当社グループのすべての取締役、監査役及び使用人を対象とする社内通報制度であるヘルプライン「Ｋコール」を設置するとともに、当該通報を行った者に対して不利な取扱いを行うことを禁止する。

⑥ 当社グループは、市民社会に脅威を与える反社会的勢力に対して、断固とした対応で、徹底的にこれを排除し、また付け入る余地を与えないよう配慮する旨を基本方針とする。
当社グループにおける反社会的勢力排除体制としては、対応マニュアル等を制定し、所管部署を定め運用を行う。また、取引先との間で締結する「取引基本契約書」等では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の暴力団排除条項を織込む。
なお、所轄警察署や特殊暴力防止対策連合会等外部機関と連携し、不当要求防止責任者を選出・配置し、問題発生時には顧問弁護士を通じた社内体制を構築する。

⑦ 他の業務執行部門から独立した当社の内部監査室による内部監査を実施する。内部監査を通じて当社及び各子会社の内部管理体制の適切性・有効性を検証・評価し、その改善を促すことにより、当社グループの使用人の職務執行の適正性を確保する。

⑧ 当社の監査役と内部監査室は、毎月連絡会を開催し連携をとり、情報の共有化に努め相互に監査の効果を高める。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

① 取締役会等の議事録や稟議書等、当社の取締役の職務の執行に係る文書その他の情報については、社内規程等に従い、適切に保存及び管理を行う。

② 当社の取締役及び監査役は、取締役会議事録及び稟議書等の重要な文書を常時閲覧できるものとする。

(3) 当社及び各子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社グループにおけるコンプライアンス、災害・環境・情報セキュリティ等に係る個別のリスクについて、リスクカテゴリーごとに当社及び各子会社の各部門が、それぞれ規程及びマニュアル等に従い、当社及び各子会社の使用人に対する教育・指導を行うものとする。

② 大地震等の大規模災害発生時における対策として、当社グループにおいてグループ横断的な「大規模災害BCP（事業継続計画）」を策定し、役職員、来訪者等の安全、重要業務の継続等を確保するための体制を構築する。

③ 当社グループ全体のリスクの認識・リスクの発生の未然防止等の検討をコンプライアンス・リスク委員会にて行う。

④ コンプライアンス・リスク委員会にて、リスクマネジメント上重要な課題を審議するとともに、当社及び各子会社が連携をとりながら、グループ横断的見地から、リスク管理体制を整備する。

⑤ 他の業務執行部門から独立した当社の内部監査室による内部監査を実施する。内部監査を通じて、当社及び各子会社の内部管理体制の適切性・有効性を検証・評価し、その改善を促すことにより、リスク管理体制の適正性を確保する。

(4) 当社及び各子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社及び各子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、当社においては取締役会を毎月開催するとともに、必要に応じて臨時にこれを開催するものとし、各子会社においてはその規模等に応じて、定期的に取締役会を開催し、必要に応じて臨時にこれを開催する体制を構築させる。

② 当社における組織及び職務権限に関する規程を定め、取締役の職務執行に関する基本的職務・責任権限に関する事項を明確にすることで組織の効率的な運営を図り、各子会社においてもこれに準拠した体制を構築させる。

③ その他社内規程を整備することにより、当社及び各子会社の取締役の職務の効率的な執行を確保する。

(5) 各子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

① 当社において「関係会社管理規程」を定め、子会社に対する管理を明確にし、子会社管理部門は各子会社の経営上の重要な事項等について事前に報告を受け、当社及び各子会社において事前協議を行う。

② 当社の子会社管理部門は、各子会社における次の事項について、当該会社より遅滞なく報告を受ける。

a. 法令、定款に違反する又はそのおそれがある事項、及び社内規程、コンプライアンスガイドラインに違反する重大な事項

b. 会社に著しく損害を及ぼすおそれがある事項

c. 当局検査、外部監査の結果及び当局等から受けた行政処分等の事項

③ グループを横断した会議体を開催し、営業、物流管理、情報システム、財務・経理、人事その他の経営事項についてグループ横断的な見地から、報告及び検討を行う。

④ 必要に応じて各子会社の代表取締役に当社取締役会への出席を求め、その職務の執行状況の報告を受ける。

(6) その他の当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保する体制

上記（1）から（5）に掲げるもののほか、下記事項についての体制を構築する。

① 当社の子会社管理部門において子会社の指導、育成を推進して、企業集団としての業務の適正性を確保する。

② 当社が、各子会社の管理部門における業務の一部を支援し、日常的に不正・誤謬の発生を防ぐ。

③ 当社の内部監査室は、取締役会が承認した内部統制評価基本計画書に基づき、当社及び各子会社に対する監査を実施し、その結果を当社の代表取締役及び監査役会に報告する。

④ 子会社に対し、必要に応じて当社の規程・マニュアル等を提供するとともに管理・監督し、また必要に応じて教育研修を行う。

(7) 財務報告の信頼性を確保するための体制

① 当社グループの内外の者がグループの活動を認識する上で、財務報告は極めて重要な情報であり、財務報告の信頼性を確保することはグループの社会的な信用維持・向上に資することを強く認識し、財務報告に係る内部統制の整備に取り組む。

② 財務報告に係る内部統制の整備に向けた基本的な計画を報告年度単位に作成し、グループ全体で連携して、連結ベースの財務報告における内部統制の整備を進める。

③ 財務報告に係る内部統制の整備状況及び運用状況は、評価対象業務から独立し、かつ内部統制の整備及び評価に精通した内部監査室によって評価する。

(8) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人に関する事項、同使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び同使用人に対する当社の監査役の指示の実効性の確保に関する事項

① 監査役の業務補助のため、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には遅滞なく、監査役スタッフ等の監査役を補助する使用人を置く。当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先するものとする。

② 監査役を補助する使用人に対する指揮命令権限はその業務を補助する範囲内において監査役又は監査役会に帰属するものとし、取締役及びその他使用人は、監査役を補助する使用人に対し指揮命令権限を有しない。

③ 監査役を補助する使用人の人事異動、人事評価、懲罰等の決定については、事前に常勤監査役の同意を必要とする。

(9) 当社及び各子会社の取締役及び使用人並びに各子会社の監査役が当社の監査役に報告するための体制、並びに報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

① 当社の監査役は、取締役会、コンプライアンス・リスク委員会のほか重要な会議に出席し、業務執行状況並びにコンプライアンス体制及びリスク管理体制の報告を受ける。

② 前記の重要な会議に付議されない重要な稟議書及び報告書等について、当社の監査役は閲覧し、必要に応じ内容の説明を受ける。

③ 当社の取締役及び使用人は、次の事項を遅滞なく、当社の監査役へ報告するものとし、各子会社においてもこれに準拠した体制を構築させる。

a. 法令、定款に違反する又はそのおそれがある事項、及び社内規程、コンプライアンスガイドラインに違反する重大な事項

b. 会社に著しく損害を及ぼすおそれがある事項

c. 当局検査、外部監査の結果及び当局等から受けた行政処分等の事項

d. その他業務遂行上必要と判断した事項

④ 当社の内部監査室は、その実施した当社グループにおける内部監査の結果（内部統制システムの状況を含む）を当社の監査役へ報告する。

⑤ 当社の取締役及び使用人は、当社グループのすべての取締役、監査役及び使用人を対象とする社内通報制度であるヘルプライン「Kコール」にて受けた通報の内容を、当社の監査役へ報告する。

⑥ 当社の監査役は、各子会社の監査役と連携し、定期的に又は随時、各子会社の監査役からその監査状況及び各子会社の取締役及び使用人から受けた報告の内容等について報告を受ける。

⑦ 当社の監査役へ報告を行った当社グループの取締役、監査役及び使用人に対して不利な取扱いを行うことを禁止する。

（10）当社の監査役の職務執行について生ずる費用等に関する事項

監査役がその職務の執行について必要な費用の支出等については、監査役が必要と考える金額を適正に予算措置するとともに、予算措置時に想定していなかった費用の請求をしたときは、当該請求が当該監査役の職務執行に必要でないことが明らかである場合を除き、速やかに当該費用又は債務の処理をする。

（11）その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役会は、監査役監査に関する基準及び基本事項を規定し、監査役監査の円滑かつ効果的な実施を図ることを目的とした規則を定める。

② 代表取締役は、当社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題について、監査役と定期的に意見の交換を行い、相互の認識を深めるよう努める。

③ 監査役は、当社の会計監査人から会計内容について適宜説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携を図る。

④ 取締役は、監査役の職務遂行にあたり監査役が必要と認めた場合には、弁護士等外部専門家との連携を図れるよう配慮する。

⑤ 当社の監査役と各子会社の監査役は、互いに連携を図り、定期的に当社グループの監査役連絡会等を開催するなどして、情報の共有化に努め相互に監査の効果を高める。

（当該体制の運用状況の概要）

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりです。

（1）業務執行体制

「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき、担当取締役及び各所管部門がそれぞれ分掌された業務をその権限の範囲において執行し、相互に牽制しあっております。また、職務の執行の過程で生じる文書その他の情報については、「文書管理規程」、「稟議規程」及び「機密漏洩防止規程」に基づき保存、管理しております。

当事業年度においては、定例取締役会を毎月１回、臨時取締役会を計７回開催し、定例報告確認事項のほか、取締役会決議事項とされる重要項目について審議・決定するとともに、取締役の職務執行状況等のモニタリングを実施いたしました。

当社の子会社に対しては、「関係会社管理規程」に基づき、経営企画部が窓口となり、各所管部門が子会社の管理部門に対する継続的な情報収集及び指導・支援を行っております。また、毎月開催する月次業績報告会（当社の代表取締役社長その他の常勤取締役及び執行役員並びに各子会社の代表取締役にて構成）の場にて子会社の業績及び事業計画の進捗状況の報告を求めて審議し、その結果を当社の取締役会へ報告することによって、子会社のモニタリングを実施しております。

また、グループを横断した会議体であるグループ社長会議、その他委員会を当社に設置し、各会議体において営業、物流管理、情報システム、財務・経理、人事、その他経営事項について報告・検討を実施することにより、グループ全体の業務の適正化を図っております。

(2) コンプライアンス・リスク管理体制、財務報告の信頼性の確保

当社は行動規範として「コンプライアンスガイドライン」(https://www.medius.co.jp/company/compliance/)を策定しており、その継続的な周知徹底のため、社内研修としてグループの取締役(社外取締役を除く)及び使用人を対象に、コンプライアンスガイドラインの読み合せ、その他内部統制・リスク管理に関する基本的知識の習得等の研修を実施しております(全7回)。

代表取締役社長を委員長とし、当社取締役及び監査役並びに各子会社の代表取締役を委員とするコンプライアンス・リスク委員会を四半期に1回開催し、社内通報制度「Kコール」の通報内容を含むコンプライアンス及びリスクに関する事項についての報告・検討を実施しております。

大規模災害に備えたグループ横断的な「メディアスホールディングスグループ　大規模災害BCP(事業継続計画)」を策定しております。

他の業務執行部門から独立した当社の内部監査室が、年間内部監査計画(内部統制評価基本計画書及び通常内部監査基本計画書)に基づきグループ各社に対する内部監査を実施し、統制環境、統制活動等の状況についてモニタリングを実施しております。

(3) 反社会的勢力排除への取り組み

所管部署を総務部と定め、反社会的勢力排除を目的とした公益社団法人への加入・情報交換を行うほか、お取引先様との契約書などに反社会的勢力排除に関する記載を盛り込むとともに、「反社排除に関するチェックマニュアル」に基づき契約先が反社会的勢力でないことの調査(取引開始時及び半期ごとの定期実施)等を実施しております。

(4) 監査役関連

常勤監査役の監査補助及び監査役会の事務局業務を行う使用人を選任しております(他の業務と兼務)。当該業務については常勤監査役が直接指示を行っております。また当該使用人の人事評価については常勤監査役より同意を得ております。

代表取締役、担当取締役及び各本部長による会議その他の重要な会議については、その開催時期等を通知し、常勤監査役が当該会議に出席する機会を確保しております。また、内部監査の結果その他業務遂行上重要な事項について、漏れなく常勤監査役に対して報告しております。

当事業年度においては、監査役会等の場において、代表取締役社長と監査役はコンプライアンス面や内部統制の整備状況について相互認識を深めるための意見交換を行いました。

連結株主資本等変動計算書（2022年７月１日から2023年６月30日まで）

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,344,769	2,671,008	11,610,668	△450	15,625,996
当期変動額					
剰余金の配当			△416,558		△416,558
親会社株主に帰属する当期純利益			1,498,008		1,498,008
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	1,081,449	－	1,081,449
当期末残高	1,344,769	2,671,008	12,692,118	△450	16,707,446

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	1,744,163	△62,395	1,681,768	17,307,764
当期変動額				
剰余金の配当			－	△416,558
親会社株主に帰属する当期純利益			－	1,498,008
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	130,379	52,475	182,855	182,855
当期変動額合計	130,379	52,475	182,855	1,264,304
当期末残高	1,874,543	△9,920	1,864,623	18,572,069

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数　　11社

連結子会社の名称

㈱栗原医療器械店
協和医科器械㈱
㈱アルバース
㈱ミタス
㈱アクティブメディカル
㈱秋田医科器械店
佐野器械㈱
メディアスソリューション㈱
ノアインターナショナル㈱
㈱オーソエッジジャパン
㈱アルセント

2022年10月４日付で、当社の連結子会社である㈱アクティブメディカルがノアインターナショナル㈱の全株式を取得したことに伴い、当連結会計年度より、同社を連結の範囲に含めております。

なお、同社は、2022年10月１日をみなし取得日としております。

2023年２月７日付で、当社の連結子会社である㈱栗原医療器械店が㈱オーソエッジジャパンを新たに設立したことに伴い、当連結会計年度より、同社を連結の範囲に含めております。

2023年５月16日付で、当社の連結子会社である㈱アルバースが㈱アルセントを新たに設立したことに伴い、当連結会計年度より、同社を連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

(2) 非連結子会社の名称

㈱メディカルバイオサイエンス(2023年７月１日㈱つむぐメディカルへ商号変更)
石川医療器㈱

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社㈱メディカルバイオサイエンス(2023年７月１日㈱つむぐメディカルへ商号変更)、石川医療器㈱は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(1) 持分法を適用した非連結子会社の数　　１社

会社等の名称

㈱メディカルバイオサイエンス(2023年７月１日㈱つむぐメディカルへ商号変更)

(2)持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称

石川医療器㈱

㈱エヌエイチエス静岡
CARNA MEDICAL DATABASE PVT.LTD.
北陸メディカル㈱
㈱フォーカルトラスト
持分法を適用しない理由
持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項
(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
① 有価証券
その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法
② 棚卸資産
通常の販売目的で保有する棚卸資産
評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。
a 商品 移動平均法
b 貯蔵品 最終仕入原価法
なお、製品、原材料は保有しておりません。
(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
① 有形固定資産
定率法
ただし、1998年４月１日以降取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	８年～50年
機械装置及び運搬具	４年～15年
工具、器具及び備品	４年～15年

② 無形固定資産
定額法
自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(５年又は10年)に基づく定額法によっております。

③　長期前払費用
定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

①　貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②　賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に備えて、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③　役員賞与引当金
役員に対して支給する賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

④　株式報酬引当金
株式交付規程に基づく取締役等への当社株式等の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式等の交付見込額に基づき計上しております。

⑤　債務保証損失引当金
子会社への債務保証に係る損失に備えるため、子会社の財務状況等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

①　顧客との契約から生じる収益の計上基準

(商品の販売)

当社グループは、医療機器販売事業における医療機器(備品・消耗品)の、国内の病院等医療施設への販売や、介護・福祉事業における介護福祉機器(備品・消耗品)の販売を行っております。

このような商品の販売については、商品を顧客に引き渡し顧客が検収した時点で商品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、顧客が検収した時点で収益を認識しております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項の要件を満たすものについては、出荷時に収益を認識しております。

(サービスの提供)

当社グループは、医療機器販売事業における医療機器の修理及びアフターサービス、保守契約に基づく医療機器全般のメンテナンスや、介護福祉機器のレンタルを行っております。

修理及びアフターサービスの提供については役務の提供完了により履行義務が充足されると判断し、役務提供完了時点で収益を認識しております。

保守サービス及び介護福祉機器のレンタルは、顧客がサービス提供期間を通じて便益を受けるため、当該期間に履行義務が充足されたと判断し、期間に応じて定額で収益を認識しております。

(代理人取引)

当社グループが当事者として取引を行っているか、代理人として取引を行っているかの判定にあたっては、次の指標を考慮しております。

・当社グループが、財又はサービスを提供する約束の履行について、主たる責任を有している。

・財又はサービスを顧客に移転する前、又は顧客への支配の移転の後に、当社グループが在庫リスクを有している。

・財又はサービスの価格の設定において当社グループに裁量権がある。

当社グループが取引の当事者であると判断した場合には、収益を顧客から受け取る対価の総額で表示し、代理人であると判断した場合には、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で表示しております。

② ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、投資効果の及ぶ期間(８年)にわたり定額法で償却しております。ただし、金額的に重要性のないものについては、発生時に一括償却しております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

③ 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. のれんの評価

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
のれん	844,307

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、首都圏における循環器領域の販売シェア拡大、商品調達力の更なる向上等を見込み、株式取得により2020年３月末に㈱アクティブメディカル(2021年10月１日付で㈱アルバースへ商号変更)を企業結合しております。当該企業結合取引の結果、超過収益力として識別したのれんの未償却残高779,083千円を、1.(1)記載844,307千円の一部として計上しております。

当該のれんについては、取得原価のうち、のれんに配分された金額が相対的に多額となっていることを考慮して、減損の兆候が存在すると判断し、のれんを含む資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が当該資産グループの帳簿価額を上回るため、減損損失の認識は不要と判断しております。

この割引前将来キャッシュ・フローは、のれんの償却期間にわたる将来の事業計画を基礎に算定しております。

当該事業計画は、主として公表されている循環器関連の市場予測データ等及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大による売上高への影響を考慮して策定しております。

売上高の計画策定に際しては、市場成長率に基づく増加のほか、循環器系の当社グループ経営資源を統合したことによる将来のシナジー効果及び営業戦略の実行に基づく売上高の拡大を主な仮定としております。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による売上高への影響については、主に首都圏における循環器関連の手術症例数において影響を受けておりますが、当連結会計年度において、新型コロナウイルスの感染法上の分類が５類に引き下げられたことにより、2025年６月にかけて徐々に回復すると仮定しております。

これらの将来キャッシュ・フローの見積りにおいて用いた仮定は合理的であると判断しておりますが、将来の不確実な状況変化により、仮定の見直しが必要となった場合には翌連結会計年度の連結計算書類における、のれんの金額に重要な影響を与える可能性があります。

(新型コロナウイルス感染症流行に伴う会計上の見積りについて)

当社グループでは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響は、首都圏を中心とした感染拡大により、緊急性の低い手術・検査症例の減少が生じている現状を鑑み、首都圏の循環器領域における仮定を、会計上の見積りに関する注記１.(2)に記載しております。

上記以外の事業領域につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響は限定的であるとの仮定に基づき、会計上の見積りを行っております。

なお、当該感染症の影響は不確定要素が多く、その状況によっては、翌連結会計年度以降の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 投資有価証券に含まれている非連結子会社及び関連会社株式は287,643千円であります。
2. 担保資産及び担保付債務

(1) 担保提供資産

建物及び構築物	584,768千円
土地	549,396千円
投資有価証券	1,213,124千円
計	2,347,288千円

(2) 担保付債務

支払手形及び買掛金	1,437,086千円
短期借入金	665,000千円
長期借入金	50,000千円
計	2,152,086千円

3. 有形固定資産の減価償却累計額　3,820,556千円
4. 保証債務

下記の非連結子会社の仕入債務に対し、債務保証を行っております。

石川医療器㈱	3,778千円
㈱メディカルバイオサイエンス	428,865千円

(注)㈱メディカルバイオサイエンスは、2023年７月１日付で㈱つむぐメディカルに商号変更いたしました。

(連結損益計算書に関する注記)

減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失 (千円)
東海地区	事業用資産	建物及び構築物	11,206
		工具、器具及び備品	1,021
		無形固定資産（その他）	1,230

(注)　当社グループの減損会計適用にあたっての資産のグルーピングは、事業用資産については継続的に損益の把握を実施している単位を、賃貸用資産については各物件を、資産グループとしております。

上記資産については、継続的な営業損益のマイナスにより、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上いたしました。

なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しておりますが、売却可能性が見込めないため備忘価額をもって評価しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　　21,925,104株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決　　議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基　準　日	効力発生日
2022年9月29日 定 時 株 主 総 会	普通株式	416,558	19	2022年6月30日	2022年9月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2023年9月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

①配当金の総額　　482,331千円

②配当の原資　　利益剰余金

③1株当たり配当額　　22円

④基準日　　2023年6月30日

⑤効力発生日　　2023年9月29日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に医療機器の卸売事業を行うための設備投資計画に照らして、主に必要な資金を金融機関からの借入れにより調達しております。一時的な余資は主に安全性の高い短期的な預金等で運用し、また、短期的な運転資金を金融機関からの借入れにより調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、すべて１年以内の支払期日であります。借入金及び社債は、Ｍ＆Ａに必要な資金、設備投資に必要な資金及び運転資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で８年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、販売管理規程に従い営業債権について担当部署が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社グループは、投資有価証券について定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき財務担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年６月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません((注1)を参照ください。)。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)投資有価証券	3,787,626	3,787,626	－
(2)長期貸付金 (1年内回収予定を含む)	50,213	50,218	4
貸倒引当金※2	△15,609	△15,609	－
	34,603	34,608	4
資産計	3,822,230	3,822,235	4
(1)社債(1年内償還予定を含む)	22,000	22,039	39
(2)長期借入金 (1年内返済予定を含む)	6,195,799	6,202,085	6,286
負債計	6,217,799	6,224,125	6,326

※1 「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※2 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1)市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	673,726

(注2)金銭債権の連結決算日後の償還予定額

区分	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	10,330,262	−	−	−
受取手形及び売掛金	50,267,866	−	−	−
長期貸付金	25,628	24,584	−	−
合計	60,623,757	24,584	−	−

(注3)社債及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

区分	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	7,000	7,000	8,000	−	−	−
長期借入金	1,615,395	818,280	809,243	706,659	665,133	1,581,087
合計	1,622,395	825,280	817,243	706,659	665,133	1,581,087

3．金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する市場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	3,787,626	−	−	3,787,626

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期貸付金	－	34,608	－	34,608
資産計	－	34,608	－	34,608
社債	－	22,039	－	22,039
長期借入金	－	6,202,085	－	6,202,085
負債計	－	6,224,125	－	6,224,125

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

社債

社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		
	医療機器 販売事業	介護・福祉事業	計
消耗品	196,491,153	4,577,287	201,068,440
備品	32,519,747	596,587	33,116,335
その他	4,556,664	312,979	4,869,644
顧客との契約から生じる収益	233,567,565	5,486,855	239,054,420
外部顧客への売上高	233,567,565	5,486,855	239,054,420

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益の測定方法については、「連結注記表（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等） 4．会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」をご参照ください。

なお、約束された対価は履行義務の充足時点から概ね３ヵ月以内に支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

3．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

当社グループにおいては、契約資産の残高がなく、また、契約負債については、残高に重要性が乏しく、重大な変動も発生していないため、記載を省略しております。また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が１年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しています。また、顧客との契約から生じる対価の中に取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(１株当たり情報に関する注記)

1.　１株当たり純資産額	847円10銭
2.　１株当たり当期純利益	68円32銭
3.　潜在株式調整後１株当たり当期純利益	68円09銭

(注)1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎

連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益	1,498,008千円
普通株主に帰属しない金額	―
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	1,498,008千円
普通株式の期中平均株式数	21,924,146株
潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式増加数	74,624株

(重要な後発事象に関する注記)

(共通支配下の取引)

(吸収分割による事業承継)

当社は、2023年２月21日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社栗原医療器械店（以下、「栗原医療」）が、会社分割（吸収分割）により栗原医療の整形外科領域の事業に係る資産及び負債、契約その他権利義務を栗原医療の完全子会社（当社の孫会社）である株式会社オーソエッジジャパン（以下、「ＯＥＪ」）へ承継すること（以下、「会社分割」）を決議し、2023年７月１日を効力発生日として会社分割を実施いたしました。

1.　取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及び事業の内容

栗原医療の整形外科領域に係る医療機器販売事業

(2) 企業結合日

2023年７月１日

(3) 企業結合の法的形式

栗原医療を吸収分割会社、ＯＥＪを吸収分割承継会社とする分割型分割

(4) 結合後企業の名称

変更なし

(5) その他取引の概要に関する事項

首都圏及び北関東エリアで事業を展開する栗原医療は、整形外科領域の医療機器販売を行うオーソペディックサージェーリー営業本部を有しております。当該部門を分社化することで、事業特性に沿った経営体制を構築することができ、営業力の更なる強化及び顧客ニーズに即したサービスの提供を実現し、また、栗原医療の従来の商圏に捉われない事業活動の展開により、同領域における市場シェア拡大の加速に寄与するとの判断に至り、本組織再編を決定いたしました。

当社グループは、本組織再編を実施することで、専門性を強化し、医療機関のあらゆるニーズに応えられる体制の確立を推進し、医療の発展と現場の負担軽減に貢献してまいります。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　2019年１月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　2019年１月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理を行う予定であります。

(連結子会社による事業譲受)

2023年７月１日に、当社の連結子会社である株式会社栗原医療器械店の完全子会社（当社の孫会社）である株式会社オーソエッジジャパンが、株式会社田中医科器械製作所より医療機器等の仕入販売に関する事業を譲り受けております。

1. 企業結合の概要

(1) 事業譲受を行った主な理由

株式会社田中医科器械製作所より医療機器等の仕入販売に関する事業を譲り受けることで千葉県内におけるマーケットシェアを向上させるとともに、営業に関するノウハウの融合等によるシナジー効果が発揮できると判断したためであります。

(2) 相手先企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称　　株式会社田中医科器械製作所
譲受事業の内容　　医療機器等の仕入販売に関する事業

(3) 事業譲受日

2023年７月１日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする事業譲受

2. 譲受事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得価額については、相手先との守秘義務に基づき、公表を差し控えさせていただきます。

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

現時点では確定しておりません。

4. 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

5. 事業譲受日に受け入れる資産及び引き受ける負債の額並びに主な内訳

現時点では確定しておりません。

株主資本等変動計算書（2022年７月１日から2023年６月30日まで）

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	1,344,769	2,737,817	1,509,393	4,247,211	91,748	1,686,018	1,777,766
当期変動額							
剰余金の配当				－		△416,558	△416,558
当期純利益				－		1,014,634	1,014,634
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	－	－	－	－	－	598,075	598,075
当期末残高	1,344,769	2,737,817	1,509,393	4,247,211	91,748	2,284,093	2,375,842

(単位：千円)

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△450	7,369,297	1,280,336	1,280,336	8,649,633
当期変動額					
剰余金の配当		△416,558		－	△416,558
当期純利益		1,014,634		－	1,014,634
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			87,916	87,916	87,916
当期変動額合計	－	598,075	87,916	87,916	685,991
当期末残高	△450	7,967,373	1,368,252	1,368,252	9,335,625

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

貯蔵品

最終仕入原価法

なお、原材料は保有しておりません。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	８年～22年
工具、器具及び備品	４年～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(５年又は10年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

定額法

4. 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、関係会社からの業務受託料及び受取配当金となります。業務受託の契約は、関係会社に対する経営・企画等の指導及び管理業務の役務提供を履行義務としております。当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、業務受託料は契約期間にわたって期間均等額にて収益計上しております。受取配当金は、配当金の効力発生日をもって収益計上しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(3) 株式報酬引当金

株式交付規程に基づく取締役等への当社株式等の交付に備えるため、当事業年度末における株式等の交付見込額に基づき計上しております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症流行に伴う会計上の見積りについて)

連結計算書類の連結注記表(新型コロナウイルス感染症流行に伴う会計上の見積りについて)に記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産及び担保付債務

(1) 担保提供資産

投資有価証券	1,149,624千円

(2) 担保付債務

買掛金	894,919千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額　124,083千円

3. 保証債務

下記の子会社の仕入債務及び金融機関からの借入債務に対し、債務保証を行っております。

㈱アルバース	324,065千円
㈱アクティブメディカル	77,192千円
㈱秋田医科器械店	14,238千円
佐野器械㈱	96,668千円
ノアインターナショナル㈱	12,681千円

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

短期金銭債権	10,148,651千円
短期金銭債務	2,636,518千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

(1) 営業取引

売上高	3,010,353千円
地代家賃	3,600千円
業務委託費	64,532千円
消耗品費	47千円
電算機維持費	17千円
広告宣伝費	192千円

(2) 営業取引以外の取引高

受取利息	2千円
支払利息	21,735千円
支払補償費	13,000千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	958株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	8,580千円
役員賞与引当金	20,775千円
関係会社株式簿価差額	586,413千円
投資有価証券評価損	4,039千円
資産除去債務	7,598千円
その他	21,321千円
繰延税金資産小計	648,729千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△598,052千円
評価性引当額小計	△598,052千円
繰延税金資産合計	50,677千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△599,635千円
資産除去債務	△2,795千円
繰延税金負債合計	△602,430千円
繰延税金負債の純額	△551,753千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.4%
住民税等均等割額	0.5%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△26.8%
その他	△0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	5.7%

(関連当事者との取引に関する注記)

関連当事者との取引

計算書類作成会社の子会社及び関連会社等

計算書類作成会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	㈱栗原医療器械店	群馬県太田市	80,000	医療用機器の販売	所有 直接 100.0	経営管理の受託 仕入業務の受託 役員の兼任	経営管理 仕入業務受託	943,388 30,197,873	立替金	7,287,599
子会社	協和医科器械㈱	静岡県静岡市駿河区	80,000	医療用機器の販売	所有 直接 100.0	経営管理の受託 仕入業務の受託 資金の借入 役員の兼任	経営管理 仕入業務受託 資金の借入 支払利息	638,442 15,852,491 17,800,000 8,605	立替金	39,955
子会社	㈱アルバース	東京都中央区	10,000	医療用機器の販売	所有 直接 100.0	経営管理の受託 仕入業務の受託 資金の借入 債務保証 (注)1(2) 役員の兼任	経営管理 仕入業務受託 資金の借入 債務保証 支払利息	227,811 5,026,554 9,600,000 324,065 4,606	立替金 短期借入金	1,248,284 800,000
子会社	㈱ミタス	福井県福井市	60,000	医療用機器の販売	所有 直接 100.0	経営管理の受託 仕入業務の受託 資金の借入 役員の兼任	経営管理 仕入業務受託 資金の借入 支払利息	122,204 2,968,551 18,000,000 8,523	立替金 短期借入金	752,377 1,500,000
子会社	㈱アクティブメディカル	北海道札幌市東区	10,000	医療用機器の販売	所有 直接 100.0	経営管理の受託 仕入業務の受託 役員の兼任	経営管理 仕入業務受託	35,189 735,750	立替金	196,716
子会社	㈱秋田医科器械店	秋田県秋田市	10,000	医療用機器の販売	所有 直接 100.0	経営管理の受託 仕入業務の受託 役員の兼任	経営管理 仕入業務受託	34,629 1,487,757	立替金	352,442

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 取引条件及び取引条件の決定方針については、市場価格を勘案し、当社グループとの関連を有しない会社との取引と同様に決定しております。

(2) 同社の仕入先からの仕入債務及び金融機関からの借入金に対し、債務保証を行っております。

2. 仕入業務受託の取引金額は、年間立替総額を記載しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「個別注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）４．収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(１株当たり情報に関する注記)

1.　１株当たり純資産額	425円81銭
2.　１株当たり当期純利益	46円27銭
3.　潜在株式調整後１株当たり当期純利益	46円12銭

(注)1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎

損益計算書上の当期純利益	1,014,634千円
普通株主に帰属しない金額	―
普通株式に係る当期純利益	1,014,634千円
普通株式の期中平均株式数	21,924,146株
潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式増加数	74,624株